

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
1002010	顔剃り・髭剃りの規制緩和	<p>高齢者・障害者に対する訪問理美容サービスにおいて、美容師による顔剃り・髭剃りの容認を求める。誰もが安心できる福祉理美容の実現のためには、地域・利用者の要求をとらえ、事業内容や働き方にも柔軟に対応する事が必要である。</p> <p>特に、訪問理美容は対象として高齢者・障害者に特化した福祉サービスであり、顔そり・髭剃りの要望が多いのが現状である。そこで、特例処置として認めていただくことを要望するものである。</p>	<p>顔剃り・髭剃りの施術行為は、法により理容師の資格を保持する者に認められているものであるが、介護施設の現場では、理容師資格を持たない介護職員・介護ヘルパーによる清拭・洗髪・髭剃りは、日常、行われている行為である。今回提案する、福祉サービスを目的とした訪問理美容における顔剃り・髭剃りは、介護の現場で日常的に行われている行為と変わるものではない。したがって、顔剃り・髭剃りが理容師のみに認められるとの法による解釈は、この時代に、そぐわないものと思われる。</p> <p>また、少子高齢化で理容師が減少している状況では、美容師が医療施設・福祉施設・在宅への高齢者の訪問理美容を今後請け負うことになるのは必至であることから、福祉サービスを目的とする訪問理美容において、特例として顔剃り行為・髭剃り行為を認めていただくことを求めるものである。</p>		NPO法人 日本理美容福祉協会 札幌センター	1 北海道	厚生労働省
1057010	医療・社会福祉施設における理容所での美容師による業の特例措置	<p>現在、理美容師法において理容師は美容所で美容師は理容所での業を行なってはならないとなっていますが、福祉施設が設置しているスペースのすべてが理容所登録であり、現行のままでは美容師は業を行なえなく利用者さんに不便をかけております。よって措置をお願い致します。</p>	<p>福祉施設に入所されている男女の比は、約3：7で女性の入所者の割合が高いにも関わらず、現在、医療・福祉施設に設置されているほとんどが理容所であり美容所での届出施設が無いのが現状です。理由は、顔剃りなど理容の届出でなければ施術が出来なく、美容の届出では出来ないからです。しかし今の法律上、理容所での美容師の施術は(また逆もあり)出来なく、片方に偏ってしまいます。</p> <p>施設側にもスペースや費用などの点から理容、美容所、両方を整備するには難点があり、認識も薄いようです。今後時代の背景から福祉理美容は必要不可欠な物になっていくものと思います。</p> <p>前文にあるように、施設利用者の7割が女性です。よって、『医療・社会福祉施設に限り』理容所での美容師による業(逆もあり)の許可、又は同一スペースでの理美容所の登録許可をお願い致します。</p>		内閣府認証NPO法人 日本理美容福祉協会 帯広センター	1 北海道	厚生労働省

1023010	メーキャップ(メイクアップアーティスト)の店舗設置と雇用の緩和	美容師免許を持たないメーキャップと想定する職種は、美容師法の適用外につき店舗設置や雇用を行う事を可能とする。	<p>メーキャップの仕事は非常勤や短時間の労働が可能な仕事でもあり、妊娠、出産または育児により退職した者がその後、もしくは育児をしながらでもできる仕事である、このことから美容師法の緩和は主に女性の独立や就職、または再チャレンジの支援となるものと考えられる。</p> <p>提案理由 メーキャップの定義とは・・・俳優が扮装の為にする舞台化粧やテレビ、雑誌、映画、ファッションショー等のヘアセットまた、結婚式や一般人に対して化粧品の販売、メイクアップ、ヘアセットを行う仕事である。ヘアセットについては薬液などを使わず乾燥状態の髪(資料1)にヘアアイロン、ホットカーラー等の道具で髪に熱を加え熱が下がる事によりつく“クセ”を利用しセットする。上記の内容と美容師国家試験内容との相違(資料1)により、メーキャップと美容師は全く異なる職業であり、美容師法の適用を受けない。また、現在の風潮によりメイクアップアーティスト科等を設置する専門学校も多くある事から。</p> <p>代替措置 衛生に関する講習会等の受講により店舗設置や雇用を行う事を可能とする。</p>		個人	1 北海道	厚生労働省
1075010	<ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域内における介護施設の建設 指定認知症対応型共同生活介護事業所のユニット数の緩和 	<ul style="list-style-type: none"> 法改正により建設が不可能となる市街化調整区域内における介護施設等の建設を引き続き可能となるよう都市計画法による制限の緩和 「指定認知症対応型共同生活介護事業所におけるユニット数は1又は2とする」との制限を撤廃し、必要と認められる場合は、3以上のユニット数を同一建物内において行うことができるようにする。 	<p>大和郡山市の弊社代表者の所有地は最寄駅から徒歩13分で、住宅地にも近く、介護施設建設には適した場所であるが、調整区域である。認知症高齢者も地域社会の中で生活が営めるようにと理想は掲げられているが、実際建設を計画しても住宅地内においては地域住民の反対は必至である。当該地は住宅地に近いだけでなく、大型商業施設や医療モールにも隣接しており、施設建設には最適な場所であると考えられ、規制緩和措置を受け、実現したいと考える。</p> <p>また、奈良県においては2ユニットの認知症対応型共同生活介護施設の設定さえ困難な状況にあるのが現状であり、ユニット数の緩和を受け、入居者の症状や原因に合わせた個別対応のできる共同生活の場を提供したいと考える。多人数を1ヶ所に集めるという考えではなく、入居者数は現在の1ユニット最高9名までに抑え、個室完備はもちろんのこと、家庭的な雰囲気やなじみの人間関係を保ちながら、終末まで介護・医療を行える環境を整えた上で、高齢化社会におけるシニアタウン的な施設の設定を考えるものである。奈良県においても住宅地に1ユニットのみで共同住宅のように建築された施設が多いが、施設建築には少なからず地元住民の反対はいつも必至であり、建築後も地元との交流のない施設も多く存在する。認知症になった高齢者も安心して暮らせる街づくりの1つとして、地域密着型の制度とはまた異なるタイプの認知症対応型共同生活介護施設の存在も必要ではないかと考えるものである。</p>		ウェルコンサル株式会社	29 奈良県	厚生労働省 国土交通省

1044010	介護保険法による地域密着型サービスの認知症対応型通所介護の利用を障がい者・児に拡大	<p>現在、地域密着型サービスの認知症対応型通所介護の利用者は、介護保険法に基づく要支援、要介護の高齢者を対象としている。これを身体、知的、精神障がい者・児にも拡大し、障害者自立支援法に基づく福祉サービスを利用できるようにしていただきたい。</p>	<p>(具体的事業の実施内容) 平成19年3月30日由布市から指定を受けたバンブーハウスは定員12名の地域密着型サービスの認知症対応型通所介護施設である。現在、管理者1名(老年精神医学専門、身体障害者福祉法第15条指定医師)をはじめ、専従、兼務も含め7名の職員で運営している(補足資料の1)。対象者は介護保険法に基づく要支援、要介護者であり、現在6名の利用者が登録している。この地域密着型サービスを身体、知的、精神障がい者・児にも広げることで、施設の有効利用を図るとともに、認知症高齢者だけでなく、障がい者・児に対する地域住民の理解を促進したい。</p> <p>(要望理由) 障害者自立支援法が施行され、障がいの種別にかかわらず、必要とするサービスを利用できるようになった。大分県では県民が支え合う福祉コミュニティづくりを進めており、バンブーハウスで認知症高齢者だけでなく、障がい者・児もサービスを利用できるようにすることにより、障がい者・児が地域で生き生き生活できる環境づくりが推進され、地域住民の理解も深まるものとする。また由布市挾間町には、補足資料の2の障がい者が生活しているが、知的、精神障がい者・児は近隣市の通所や入所施設を利用している。過疎化、高齢化が進む市町村では障害福祉サービスを実施する施設を新たに開設することは困難であり、この試みにより障がい者・児が身近な地域でサービスを受けることが可能となる。</p> <p>高齢者通所介護は障がい者・児の受け入れが一般化されている。地域密着型認知症対応型通所介護においても障がい者・児の受け入れができるよう提案する。</p> <p>なお、認知症高齢者と障がい者・児が交流することの効果やリスクについては補足資料の3、4を参照。</p>		大分県、由布市、 (医法) 至誠会	44 大分 県	厚生労働省
1075020	地域密着型サービス事業における入居者の地域制限の緩和	<p>地域密着型サービス事業所の制度のもとに制限されている入居者の地域制限を撤廃し、入居者が希望する場所において、希望する介護・医療サービスを受け、生活ができるようにする。</p>	<p>今般は核家族化や少子化が進み、子供と離れて暮らす高齢者が多く、介護が必要となったとき、必ずしも住み慣れた場所による生活を望む者だけでない状況がある。子供たちの住む地域に転居を考える高齢者や故郷での生活を希望するものも多い。しかし現在の地域密着型サービスの制限のもとでは、住みたい場所で介護を受けることが困難な事例が多い。市区町村における行政間同士の話し合いのもと入居区域を越境し、介護サービスを受けることを可能とする制度はもうけられているが、市区町村の考えは各々異なり、時間ばかりかかり、認められないケースも多い。地域密着型サービス事業所の1つである認知症対応型共同生活介護は、認知症となった高齢者も住み慣れた街で安心して暮らせるようにという理想理念があるが、症状によっては、独居や家族による自宅介護が困難となり、入居施設を考えたとき、本人や家族の希望も考えた個別対応の必要性を痛感している。子供や兄弟の近く、幼少期を過ごした場所など、一定の条件下のもとで、地域制限を緩和させ、届け出程度の申し出により、迅速に入居を可能とすることも必要であると考え、提案するものである。</p>		ウェルコンサル株式会社	29 奈良 県	厚生労働省

1076010	介護ボランティア(仮称)制度による介護保険制度の安定的な運用	介護ボランティアを、介護保険施設や居宅サービス事業所等の人員基準上の定員に認める制度の創設	<p>介護ボランティアを、介護保険施設や居宅サービス事業所等の人員基準上の定員に認める制度の創設を提案する。</p> <p>提案理由 高齢者の増加やそれに伴う介護給付費の増大が見込まれる中、介護保険制度の安定的な運用を図るためには、介護給付費の抑制及び地域の介護力向上が必要不可欠である。 先般、厚生労働省から介護施設等でボランティア活動を行う65歳以上の介護保険料を軽減することが可能であるとの見解が示された。これにより、元気な高齢者が増え、将来的な介護給付費抑制が期待されるが、現在必要な経費を直接抑制するものではないため、これと併せ、目前の介護給付費も抑制し、かつ、サービスの質・量の向上を図ることが必要である。 このため、介護ボランティアを介護保険サービスの従業者に準ずる者として制度に組み込み、人件費の減少分の、例えば半分を介護報酬の引き上げにつなげ、残り半分を従業者待遇の改善に充てる等により、【保険者】介護給付費の抑制・【利用者】サービス利用料の減額・【提供者】従業者待遇の改善の、3者がそれぞれメリットを享受できるよう制度設計を提案する。 なお、当該介護ボランティアについては、提供する介護サービスの質が低下しないよう、一定の研修を義務付けるものとし、安定供給面については、社協等の活用(地域支援事業交付金を活用)等により補完する。</p>	愛媛県	38 愛媛県	厚生労働省
1119010	地域支援事業の実施要件の緩和	現行法で規定されている地域支援事業について、一定の要件を満たしている場合には、施術所において運動器の機能向上トレーニング等を実施することを可能とする。	<p>地域住民が自ら積極的に参加しやすく、既存の社会資源を有効活用した地域支援事業を実施することにより、費用対効果の期待出来る地域福祉の構築を目指す。</p> <p>具体的には、運動器の機能向上トレーニング等を実施する場合には、現行法で必要な地域支援事業の委託要件については各市区町村の見解によるところが大きく、事業者が限定されていることから、要件を緩和する。要件を緩和する場合には、地域住民を優先的に考慮したものとす。それにより、地域支援事業の普及が図られ介護予防が期待できる。</p> <p>提案理由： 北海道では、高齢者人口の増加に伴い虚弱高齢者も膨大な数に上り、現行法では地域支援事業委託には市区町村の見解による要件が必要なため、その取り組みはあまり進んでいない。また、現行の地域支援事業委託は、福祉施設等が多いため、地域住民が自身の規模や選択する余地がない恐れもある。そこで、本特例措置により、常習的に運動器や身体の疼痛等に携わる施術所を活用することにより、地域住民の選択肢を確保し、積極的な介護予防への取り組みを加速させることが見込める。また、既存の資源を活用することにより、費用対効果も期待出来る。</p> <p>代替措置： 対象となる施術所は限定され、かつ取得免許等も限られていることから、介護保険法に基づく正式の地域支援事業でなくとも簡易な方法を実施することは可能である。たとえば、別様に一定の実施要綱を策定し、運動器の機能向上トレーニングを実施するなど、簡略型を掲示することにより、正式な地域支援事業の運動器の機能向上トレーニングと同等の介護予防効果が図れると考える。</p>	NPO法人北海道機能訓練協会	1 北海道	厚生労働省

1125010	社会福祉施設における慰安事業	<p>社会福祉法人の運営する社会福祉事業には特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウスがあるが、これらでは入居申込をした者が入居し介護サービスを受けている。ケアハウスは在宅の介護施設であるが、自宅で家族の介護と介護保険サービスを受けている老人とその家族を慰安として数日間滞在してもらう支援措置を講じたい。本来、介護を受ける老人が家族とともに慰安旅行のように滞在することはできないが、それをできるように緩和いただきたい。介護を受ける老人の介護保険サービスも適用いただきたい。</p>	<p>経済的社会的効果について：介護家族慰安旅行が全国的に盛んになり観光事業が活発となるとともに、介護老人を抱える家族の慰安を行い生活の支援を行なうことができる。事業の区域として想定している区域：島根県松江市、出雲市、雲南市、県外 現状の規制の問題点について：社会福祉事業においては、慰安旅行を受け入れるような設置要件(条例等)になっていない。他の地域へ、ショートステイでもない形で旅行に行っても介護も受けられないし、介護保険サービスに想定されにくい。事例と経緯：事例はありません。社会福祉事業を運営していく中で、自宅で介護を受けている高齢者とその家族が置かれている状況は厳しいものがあり、旅行に行くこともできません。広域から、高齢者とその家族を迎え入れることにより、高齢者と家族に旅行の機会を与えたいと考えました。既に認められている規制の事項等：ショートステイの受け入れは現実に行なわれています。しかし、介護を必要とする高齢者と家族と一緒に旅行する規制緩和はありません。これまで認められなかった理由：過去にこのような申請事例がなかったためです。特例の適用にあたっての弊害：介護体制の整った施設で高齢者を受け入れますので格別の弊害は思い当たりません。</p>		社会福祉法人 ふれあい	32 島根県	厚生労働省
1027010	自動車事故対策機構：介護料支給要件の緩和	<p>制度が酷似の労災保険の介護(補償)給付等を準用し、自動車事故対策機構：介護料の訪問看護等費用(介護用品購入費用等を含む。)を優先して請求し、介護料給付等の支給限度額を超える場合等に、介護保険制度による介護給付等の給付を受けられる併給調整制度を望みます。</p>	<p>具体的事業の実施内容： 生活的リハビリテーションに意欲的に取り組む介護料支給者を対象に、機構法で定める介護用品の販売・貸与事業を行います。購入とレンタルの利用者には自動的に賛助会員として登録し、介助技法の提供も併せて行います。介護用品の販売・貸与事業の実施に当たっては、他の制度との一体的、効率的な運用が強く望まれております。介護保険制度及び障害者自立支援法等に準拠して、公的制度・訪問介護事業者等と連携も、介護の実践現場で傾聴の潜在的ニーズに応えて、次の生活支援を実施します。 レンタル機器搭載の生活的リハビリテーションカー(有資格者搭乗)の配備と貸し出し。介護用品と基準寝具のリネンサプライ 具体的事業の提案理由： 「重度後遺障害者の実態に関する調査報告書(発行：独立行政法人自動車事故対策機構)」が発表されました。調査のポイントは、重度後遺障害者の実態把握、心理状況の把握、ニーズ把握からなり、今後の被害者援護事業のあり方とのとりまとめを行うものです。アンケート票配布時の受給者総数は3,621人ですが、受給資格者と推定される遷延性意識障害者だけでも全国に2万人以上が実在するといわれています。受給率のアップが今後の課題ですがダウンの原因は、類似する他の制度との併給の不承認、支給対象拡大にともなう周知の不徹底、受給資格者の書類の紛失又は記憶の不鮮明が挙げられます。提案事業では草の根運動を展開し介護料未請求者の解消に先ず取り組みます。アンケート・インタビュー調査から抽出されたニーズを踏まえ地域通貨による重度障害者(家族を含む。)との協働の実現を目指します。</p>		医療自動車交通有限会社	10 群馬県	厚生労働省 国土交通省

1084010	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。</p> <p>しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案理由】</p> <p>木材・プラスチックの代替として大麻草の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考える。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>当社では、様々な大麻草からつくった製品開発を実施しており、特に国産の大麻草の繊維をとった後の茎(オガラと呼ばれる)とトウモロコシ由来のポリ乳酸を使った生分解性のお箸を製造販売をしている。石油から植物への時代の掛け橋となるようなメッセージを込めて「お箸」を製作した。国産原料確保が難しいために生産量に限度があり、県内で自社と契約する栽培者を確保したいが、種子の確保の問題で事業がストップしている。種子確保の問題をクリアして、次世代の子どもたちための新しい産業へとつなげていきたい。</p>		株式会社グラスマイル	42 長崎県	厚生労働省 経済産業省
1052010	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であるが、この規定を緩和することにより新事業の創出に加え、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案理由】</p> <p>千葉県は農業が盛んではあるが、中山間地の過疎、高齢化、離農、休耕地の増加は鴨川市においても深刻な問題である。昔から使われてきた大麻を復活させることで、環境負荷をかけない多様な製品を生み出し、地域興し、休耕地有効活用、新ビジネスによる雇用創出が期待できる。</p> <p>歴史的にも古代朝廷の祭事を担って大和政権に影響を与えたとされる忌部一族が、阿波から安房に渡り大麻産業を興し、関東に広めたとされ、各地に伝承が残っている。</p> <p>鴨川自然王国でも大麻建材ワークショップを実施し好評だった。</p> <p>地場生産のために種子入手の規制緩和、THC濃度基準の設定が不可欠である。</p>		農事組合法人鴨川自然王国	12 千葉県	厚生労働省 経済産業省

1067010	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。</p> <p>しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案理由】 木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、喫緊の問題である地球温暖化対策として有効であるばかりでなく、離農が進む過疎地等における二酸化炭素排出権取引ビジネスが確立する可能性に期待できる。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な作物と考えられることから、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待でき、ひいては日本経済の活性化が期待できる。</p>		高知ヘンプユニオン	39 高知県	厚生労働省 経済産業省
1086010	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。</p> <p>しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案理由】 木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>当社では、原料から加工まで純国産をコンセプトとしたものづくりを実施しており、国産の大麻草の繊維をとった後の茎(オガラと呼ばれる)を液化し、発泡させたバイオマス・ウレタンフォームを使ったサーフボードを製造販売している。国産原料確保が難しいために生産量に限度があり、製造拠点である千葉県いすみ市周辺で、自社と契約する栽培者を確保したいが、種子の確保の問題で事業がストップしている。種子確保の問題をクリアして、ヘンプサーフボードを輸出産業に育てるビジョンの実現につなげたい。</p>		有限会社ビッグフィールド	13 東京都	厚生労働省 経済産業省

1109010	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案理由】 木材・プラスチックの代替として大麻草の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻草を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段である。</p> <p>熊本県は畳製造とイグサの産地であり、同時に畳表に使う縦糸は、麻糸を使用しており、昔から大麻栽培もさかんであった。当社では、麻の実をつかった豆腐を製造販売しているが、カナダからの輸入原料に頼っている。熊本県内に麻栽培農家がないため、来年度栽培免許を取得する予定である。そのためにも栽培用の種子の確保は必須事項である。麻はいろいろな製品加工ができ、無駄のない植物であるため、県内の離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図り、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待できる。</p>	たしる屋	43 熊本県	厚生労働省 経済産業省
1111010	産業用大麻草の種子についての輸入規制緩和	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	<p>現在、国内における大麻草の栽培においては「トチギシロ」(栃木農業試験場が品種改良した低THC品種)に代表される産業用品種を栽培するよう指導されています。(岐阜県大麻取扱者指導要領：第5の2)</p> <p>古来、国内で栽培されている繊維採取目的の品種は低THCですが、わずかながらTHCを含むことから担当所轄は乱用につながる恐れがあると危惧しており、神事祭事などの文化保存や新産業の創出、環境保全対策などを目的とする新規栽培の許可についても慎重になっています。乱用につながる心配を取り除き、相互理解を深めるためにも、フランスをはじめドイツなどで研究開発され毎年THC濃度の管理もされている、0.3%以下の品種の輸入規制緩和を提案いたします。</p> <p>徳島県は、歴史的に見て、大麻にとって大変重要な土地です。木屋平にある三木家は、忌部のまつえとして、今でも代々天皇即位の大嘗祭において、大麻の衣(アラタエ)を献上しています。徳島=大麻と言っても過言ではないほど、深い関わりがあるのです。ところが、戦後制定された法律により、すっかり姿を消してしまった大麻の栽培風景。これは、バイオマスの観点から見ても、歴史的に見ても、とても残念な事です。この度は、大麻発祥の地四国の中心徳島より、日本本来の姿を取り戻すべく、提案させて頂きました。</p>	ヘンプリズム志国プロジェクト	36 徳島県	厚生労働省 経済産業省

1143010	産業用大麻草の種子についての輸入規制緩和	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	<p>現在、国内における大麻草の栽培においては「トチギシロ」(栃木農業試験場が品種改良した低THC品種)に代表される産業用品種を栽培するよう指導されています。(岐阜県大麻取扱者指導要領:第5の2)</p> <p>古来、国内で栽培されている繊維採取目的の品種は低THCではありますが、わずかながらTHCを含むことから担当所轄は乱用につながる恐れがあると危惧しており、神事祭事などの文化保存や新産業の創出、環境保全対策などを目的とする新規栽培の許可についても慎重になっています。乱用につながる心配を取り除き、相互理解を深めるためにも、フランスをはじめドイツなどで研究開発され毎年THC濃度の管理もされている、0.3%以下の品種の輸入規制緩和を提案いたします。</p> <p>岐阜県産業用麻協会はバイオマス資源の活用により自然の循環に逆らわない産業構造や持続可能な社会への転換に麻(産業用大麻草)を取り上げ岐阜県中心に活動している市民団体です。(以下、麻という)県の伝統産業と麻の応用から新たな産業利用を促進すること、また県内に色濃く残る麻の文化・技術を伝承することから地域の活性化をはかり、地域の自立と関連産業の創出に期待します。</p> <p>規制の緩和が実現され、麻の有効利用(栽培)が可能となりましたら、現在、他県や輸入に頼っている麻原料を県内産に切り替え、岐阜県政推進である『活力ある地域づくり』を地産地消をキーワードに市民の手により進めます。</p>		岐阜県産業用麻協会	21 岐阜県	厚生労働省 経済産業省
1094010 (3009010)	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。</p> <p>しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案理由】</p> <p>木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えます。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、喫緊の問題である地球温暖化対策として有効であるばかりでなく、離農が進む過疎地等における二酸化炭素排出権取引ビジネスが確立する可能性に期待できる。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な作物と考えられることから、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待でき、ひいては日本経済の活性化が期待できる。</p>		産業クラス研究会林-ツク 「麻プロジェクト」	1 北海道	厚生労働省 経済産業省

1112010	産業用大麻草の種子についての輸入規制緩和	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	<p>現在、国内における大麻草の栽培においては「トチギシロ」(栃木農業試験場が品種改良した低THC品種)に代表される産業用品種を栽培するよう指導されています。(岐阜県大麻取扱者指導要領:第5の2)</p> <p>古来、国内で栽培されている繊維採取目的の品種は低THCですが、わずかながらTHCを含むことから担当所轄は乱用につながる恐れがあると危惧しており、神事祭事などの文化保存や新産業の創出、環境保全対策などを目的とする新規栽培の許可についても慎重になっています。乱用につながる心配を取り除き、相互理解を深めるためにも、フランスをはじめドイツなどで研究開発され毎年THC濃度の管理もされている、0.3%以下の品種の輸入規制緩和を提案いたします。</p> <p>愛媛県においては、繊維の町今治があり、現在愛媛県繊維試験場とタイアップして、大麻のストール、シーツ等を作成しています。夏はUVカットで涼しく、冬は静電気防止で暖かい大麻は、とても好評です。しかし、古来日本は、至る所で栽培されていた大麻ですが、戦後すっかり栽培が許可制になり、日本製の大麻の糸は、まず手に入りません。よって、商品等の糸も、当然外国産です。日本人にとって、とてもなじみ深いこの大麻を、バイオマスの見ても、文化的に見ても、今後復興される事を、切に願うものです。歴史的にみて大麻の発祥の地である四国から、大麻が復興することを願って提案致しました。</p>		ヘンプリズム志国プロジェクト	38 愛媛県	厚生労働省 経済産業省
1127010	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。</p> <p>しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案理由】</p> <p>木材・プラスチックの代替として大麻草の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えます。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>当社では、様々な大麻草からつくった販売を実施しており、お客様の多くから国産原料をつかった商品を求められている。しかし、種子の確保の問題でそのようなプロジェクトに関してはいまのところストップしている。種子確保の問題をクリアして、次世代の子どもたちための新しい産業へとつなげていきたい。</p>	KAYA	22 静岡県	厚生労働省 経済産業省	

1126010	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。</p> <p>しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案理由】 持続可能な社会を再構築する上で、大麻は木材、プラスチックの代替として繊維と茎に活用でき、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、喫緊の問題である地球温暖化対策として有効であるばかりでなく、離農が進む過疎地等における二酸化炭素排出権取引ビジネスが確立する可能性に期待できる。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な作物と考えられることから、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待でき、ひいては日本経済の活性化が期待できる。</p>		バイオマスタウン宮古島産業用ヘンプ促進プロジェクト	47 沖縄県	厚生労働省 経済産業省
1188010	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案理由】 広島県では、大朝町(昔は大麻町)、安佐南区(旧佐東町)など麻に由来した地名があり、麻づくり(広島市教育委員会)によると戦前は国内でも有数の産地であったことが伺える。戦後、発展した化学繊維によって、その歴史的な役割は終わったかに見えたが、特に佐東町史によると「農業が大自然の新陳代謝能力を輪廻応用する生産技術であり、資源有限を、資源無限に延長する職責を担うものである以上、麻栽培が復活する機会が、永久に来ないと考えるよりも「歴史は繰り返す」事実を待つべきかもしれない」とあり、地球環境と地域活性化のための機会が2007年現在、再び来たと解釈できる。諸外国のように大規模栽培できない広島では、中山間地域のために国産麻の実原料の供給を担うことを計画している。幸いなことに「あずま」と呼ばれる鯛、いわしなどの小魚の中に炒った麻の実とおからの煮物を詰めたものが郷土料理にあり、これらを背景にした新しい食品産業をつくりだしていきたい。県内に栽培農家がいなかったため、種子は海外からの輸入になってしまうが、現在の規制によって、次世代に広島歴史を受け継ぐ事業ができないのは非常にもったいないことである。</p>		有限会社イー・コーポレーション	34 広島県	厚生労働省 経済産業省

1128011	産業用大麻種子の輸入規制緩和	<p>麻薬成分が著しく少ない(麻薬成分THC含有率0.3%以下)ヨーロッパの産業用大麻草種子の輸入に関して、加熱による発芽不能処理を行わない種子を入手可能にする。産業用大麻の種子入手に関しては、唯一、栃木県の農業試験場が、トチギシロという低THCの品種の育種・管理をしている。今のところ、この農業試験場は、県外の農家への種子の提供を拒否している。そのため、栃木県以外で大麻種子を確保することが難しい。熱処理されていない大麻種子の輸入を可能にし、大麻栽培農家の生産活動を容易にしてほしい。</p>	<p>富山県内においては、かつて麻袋(主に米用保存袋)生産量が国内随一であったり、また福光麻布という極めて良質な麻布を生産し、大麻栽培は地域産業として大いに活況を呈していた。大麻草は、縄文時代より衣食住全てにわたり生活を満たしてきた日本古来の伝統種であり、また最近では、ヘンプと呼ばれ、注目のエコ素材として様々な分野で活用されている。その栽培においては、肥料農薬を特に必要とせず、荒れ地を好み、栽培が極めて容易である。今日、県内では鳥獣(特に猿、猪、熊)による農作物および人的被害は深刻な問題であり、中山間地においては、食料となる作物の栽培が出来なくなり、農業を継続できず、里山の荒廃を一層加速させる原因になっている。耕作放棄された中山間地の活用は、大きなテーマである。大麻草栽培による耕作利用と、かつての地域産業を時代に合わせた形で復活させることにより、中山間地が抱える問題を解決し、新たな産業振興と雇用創出を目指すものである。また、ヘンプに関する市場ニーズは年々拡大しているものの、国内での作付面積は10ha程度にすぎない。本格的に工業製品用の大麻栽培を行なおうとする場合、その種子は輸入に頼らざるを得ないものの、種子を輸入する場合、発芽不能処理をすることが義務付けられており、事業化は事実上不可能である。</p>	国産ヘンプによる中山間地域産業振興プロジェクト	とやま中山間地利用促進フォーラム	16 富山県	厚生労働省 経済産業省
3007010	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	<p>テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。</p>	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。</p> <p>しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案理由】 持続可能な社会を再構築する上で、大麻は木材、プラスチックの代替として繊維と茎に活用でき、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考ええる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、喫緊の問題である地球温暖化対策として有効であるばかりでなく、離農が進む過疎地等における二酸化炭素排出権取引ビジネスが確立する可能性に期待できる。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な作物と考えられることから、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待でき、ひいては日本経済の活性化が期待できる。</p>		NPO法人設立準備団体 麻姑山ヘンプ会		経済産業省 厚生労働省

1159010	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	大麻の種子の輸入にあたって、海外で脱穀され熱処理されたものについては、麻薬取締部の発芽試験などを簡素化あるいは省略できるようにし、通関を迅速にすることで事業運営に支障のないように規制を緩和していただきたい。	<p>当社は大麻の種子を加工して、食用として販売したり、大麻の種子を使用したレストランを運営しているものである。経済産業省薬発第708号通達によれば、「大麻の違法な栽培を防止するため、輸入する種子については発芽不能処理を行うこととしている」が、通達が出された当時には、大麻種子の熱加工食品は存在しなかった。ナッツと呼ばれるこれら製品は目でみても発芽不能であるとわかるにもかかわらず、この通達があるために、財務省税関では麻薬取締部が発行する証明書が必要としている。麻薬取締部の発芽試験には7～10日間かかり、その間、貨物が税関で留め置きされるなど事業の障害となっている。</p> <p>大麻の粉や油は麻薬取締部と税関の判断により証明書は不要となっているが、海外で脱穀され熱処理済み加工食品についても、厚生労働省、財務省（税関）が判断できるように規制を緩和していただきたい。なお熱処理、脱穀したものの非発芽試験については輸出国の公的な証明書を提出することで確認することができる。</p>		株式会社ニュー・エイジ・トレーディング	13 東京都	厚生労働省 経済産業省
1144010	産業用大麻原料の輸入規制緩和	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草の樹皮を取り除いた後の幹の製品である粉碎したチップの輸入に関して、協議の上、然るべき基準を設ける。	<p>産業用大麻は多分野での有効利用が可能であり、循環型社会構築に貢献し得ることは、欧州諸国の産業用大麻(バイオマス)による工業原料生産という実績が示している。しかし国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、工業製品への利用や需要開拓への用途開発は輸入原料に頼らざるを得ない。2005年7月、産業用大麻から得られる素材の大半を成す麻幹(おがら)チップのオーストラリアからの輸入に際し、0.015%という微量の粒子状の葉が混在していたため苦小牧での通関ができないケースがあった。THC含有率0.3%未満の品種を欧州諸国は産業用大麻の基準とし、その部位に関わらず産業素材として利用していることから、粒子状の葉の夾雑物としての混入率及びTHC含有率の合理的基準を設け、麻幹チップ輸入の円滑化を図る。このことにより、用途開発、需要の開拓と確保、延いては産業用大麻という資源作物の国内生産による新しい農業体系の展開と新産業の創出の効果、環境浄化と修復に貢献する。</p> <p>【提案理由】 大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考え。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>2005年7月の麻幹チップ輸入は、北海道内の競走馬の育成牧場に敷き料として供する目的と建材メーカーへの複合ボード試作開発を予定していた。輸入通関の安定化により、当社のこれら顧客への信頼回復と共に他分野事業への展開が臨める。</p>		有限会社ジャパンエコロジープロダクション	13 東京都	厚生労働省

1067020	大麻取締法第1条に規定する「大麻」の定義から低THC品種の除外し、葉と花穂が産業利用を可能とする	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草については、EUのように葉と花穂を使った加工及び製品を販売できるようにする	<p>大麻草の花穂と葉からエッセンシャルオイル(精油)が抽出でき、非常によい匂いを持ち、地域の特産品として商品化ができる。 平成8年5月23日 衛化第56号 厚生省生活衛生局長通知「食品衛生法に基づく添加物の表示等について」別添2 天然香料基原物質リストに「アサ、麻、Hemp」が掲載されている。</p> <p>【提案理由】 低THC品種の大麻草の花穂と葉から取れるエッセンシャルオイルには、THC成分は全く含まれておらず、悪用する危険性がない。 離農が進む過疎地等における地域活性化の切り札として精油ビジネスは有望であり、現に高知県のユズの精油は高品質でアロマセラピー効果が高いと評判であり、1リットルで20万円以上で取引されている。麻の花穂や葉は、海外では精油や香水や化粧品、ハーブティーなどに応用されている。高知県において付加価値の高い農業が求められているが、代替案に乏しい。麻は、利用離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な作物と考えられることから、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待でき、ひいては日本経済の活性化が期待できる。</p>		高知ヘンプユニオン	39 高知県	厚生労働省
1128010	産業用大麻の栽培免許取得に関する緩和	大麻栽培に関しては、県知事が交付する大麻取扱者免許を取得する必要があるものの、厚生労働省からの指導により、新たに免許取得することは、実に困難である。この指導を緩和させ、富山県内においても、かつて盛んであった大麻栽培を復活させ、新たな地域産業振興として役立てていきたい。	富山県内においては、かつて麻袋(主に米用保存袋)生産量が国内随一であったり、また福光麻布という極めて良質な麻布を生産し、大麻栽培は地域産業として大いに活況を呈していた。大麻草は、縄文時代より衣食住全てにわたり生活を満たしてきた日本古来の伝統種であり、また最近では、ヘンプと呼ばれ、注目のエコ素材として様々な分野で活用されている。その栽培においては、肥料農薬を特に必要とせず、荒れ地を好み、栽培が極めて容易である。今日、県内では鳥獣(特に猿、猪、熊)による農作物および人的被害は深刻な問題であり、中山間地においては、食料となる作物の栽培が出来なくなり、農業を継続できず、里山の荒廃を一層加速させる原因になっている。耕作放棄された中山間地の活用は、大きなテーマである。大麻草栽培による耕作利用と、かつての地域産業を時代に合わせた形で復活させることにより、中山間地が抱える問題を解決し、新たな産業振興と雇用創出を目指すものである。また、ヘンプに関する市場ニーズは年々拡大しているものの、国内での作付面積は10ha程度にすぎない。本格的に工業製品用の大麻栽培を行なおうとする場合、その種子は輸入に頼らざるを得ないものの、種子を輸入する場合、発芽不能処理をすることが義務付けられており、事業化は事実上不可能である。	国産ヘンプによる中山間地域産業振興プロジェクト	とやま中山間地利用促進フォーラム	16 富山県	厚生労働省

1143020	医薬監発麻第294号通知の訂正	地域再生や持続可能な(社会・産業・生活)を目的とする産業利用の新規大麻草栽培においては、その栽培許可を認めるものとする。	<p>大麻取締法においては繊維採取・種子採取を目的とする栽培許可の分別があるのみであり、地域再生を目的とした産業利用などの栽培については何ら規制されてはいません。しかし、その運用は規制的であります。岐阜県における大麻草栽培はそのほとんどが神事・祭事などの伝統文化伝承が目的であり、厚生労働省による各都道府県への通知から地域再生や産業利用を目的とする栽培許可が認めにくい現状であります。その一つに栽培許可を出す担当者としても地域再生・産業利用による栽培が社会的な有用性や合理性があるとして許可を出して良いかどうか、前例がないこともあり判断しかねるという通知の解釈度合いによる個人差があります。地域産業の再生から山間地の過疎化・就業機会の低下を改善し持続可能な循環型社会づくりに繋がる活動としての新規大麻草栽培を促進できるよう厚生労働省による通知の訂正を提案いたします。</p> <p>【地域の特性】岐阜県の揖斐地域はそのほとんどが山間地であり、その生活模様は自然の循環に逆らわない持続可能な(社会・産業・生活)をはぐくんできました。しかし山間部における過疎化は進み、行政指導によるいくつもの対策むなしく就業機会の低下による山間地の過疎・高齢化はとどまるところをみせません。バイオマス資源の有効利用が叫ばれる現在、環境負担が少ない古来の素材であり、地域の気候風土にも適している大麻草の栽培は地域の活性化および関連産業の創出や休遊地の有効利用に期待できます。大麻草栽培にかかる地域住民の想いは切実なものです。</p>		岐阜県産業用麻協会	21 岐阜県	厚生労働省
1075030	外国人介護福祉士及び看護師の就労	外国人介護福祉士及び看護師の就労を可能とする。	<p>医療・介護従業者は慢性的な不足状態にあり、高齢化社会を懸念される我国において、その従業者の数、質の低下は危惧される問題である。外務省、厚生労働省が連携し、フィリピン人介護士受け入れを行うための計画が進められているが、諸問題が発生している状態である。現在、奈良県では株式会社による介護士及び看護師の養成学校設立は認められていないが、今後受け入れが増えるであろう外国人の医療・介護従業者における日本文化の理解、技術取得、定着就労のためには社会性をもつ常識力豊かな人材育成が必要であり、外国人個々に対し柔軟に対応できる点においては民間企業による養成学校の設立運営はその良点を生かせるものであると考える。また入学資格を緩和させ、我国と教育制度の異なる国における就学者に対しても、同等程度の学力等が認められれば、入学を可能とし、学習意欲の高い外国人に対し門戸を広げ、医療・介護従業者を育成したいと考える。また日本人学生においては多様化する国際社会における社会性を身に付けることができ、国内だけに留まらず、医療・介護における発展途上国において指導的役割を担うことのできる人材育成につながると考える。</p>		ウェルコンサル株式会社	29 奈良県	厚生労働省

1075031	民間企業による介護福祉士、看護師の養成学校の設立	民間企業による介護福祉士、看護師の養成学校の設立を可能とする。	医療・介護従業者は慢性的な不足状態にあり、高齢化社会を懸念される我国において、その従業者の数、質の低下は危惧される問題である。外務省、厚生労働省が連携し、フィリピン人介護士受け入れを行うための計画が進められているが、諸問題が発生している状態である。現在、奈良県では株式会社による介護士及び看護師の養成学校設立は認められていないが、今後受け入れが増えるであろう外国人の医療・介護従業者における日本文化の理解、技術取得、定着就労のためには社会性をもつ常識力豊かな人材育成が必要であり、外国人個々に対し柔軟に対応できる点においては民間企業による養成学校の設立運営はその良点を生かせるものであると考える。また入学資格を緩和させ、我国と教育制度の異なる国における就学者に対しても、同等程度の学力等が認められれば、入学を可能とし、学習意欲の高い外国人に対し門戸を広げ、医療・介護従業者を育成したいと考える。また日本人学生においては多様化する国際社会における社会性を身に着けることができ、国内だけに留まらず、医療・介護における発展途上国において指導的役割を担うことのできる人材育成につながると考える。		ウェルコンサル株式会社	29 奈良県	厚生労働省
1075032	外国人就学生の入学資格及び入学定員の上限の緩和	・外国人就学生に対し、専修学校専門課程の入学資格である高等学校卒業程度の要件を緩和し、国籍、年齢、学歴に捉われず、学習意欲の高い外国人に対し入学要件を別途定める。 ・外国人就学生の入学定員の上限を緩和し、定員の2分の1程度の受け入れを可能とする。	医療・介護従業者は慢性的な不足状態にあり、高齢化社会を懸念される我国において、その従業者の数、質の低下は危惧される問題である。外務省、厚生労働省が連携し、フィリピン人介護士受け入れを行うための計画が進められているが、諸問題が発生している状態である。現在、奈良県では株式会社による介護士及び看護師の養成学校設立は認められていないが、今後受け入れが増えるであろう外国人の医療・介護従業者における日本文化の理解、技術取得、定着就労のためには社会性をもつ常識力豊かな人材育成が必要であり、外国人個々に対し柔軟に対応できる点においては民間企業による養成学校の設立運営はその良点を生かせるものであると考える。また入学資格を緩和させ、我国と教育制度の異なる国における就学者に対しても、同等程度の学力等が認められれば、入学を可能とし、学習意欲の高い外国人に対し門戸を広げ、医療・介護従業者を育成したいと考える。また日本人学生においては多様化する国際社会における社会性を身に着けることができ、国内だけに留まらず、医療・介護における発展途上国において指導的役割を担うことのできる人材育成につながると考える。		ウェルコンサル株式会社	29 奈良県	文部科学省 厚生労働省

1038060	外国の医師資格者による医療行為の緩和	外国の医師資格を持つ医師を1病院1名に限り、かつ当該言語を話す患者に限り診察治療に当たらせる。	外国人の起業家を誘致するにあたっては、なによりも生活インフラの整備が必要となる。その観点からすると、安心して生活を進めていくうえで、医療の充実というものは大変重要なものである。そこで、医療を受けるうえで意思の疎通が欠かせないものであることから、外国の医師資格を有する者による医療行為を認め、外国人の患者であっても安心して医療を受けることができるよう、要望するものである。	外国人企業家特区	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	13 東京都	法務省 厚生労働省
1038070	外国の看護師資格者による看護業務の緩和	外国の看護師資格を持つ看護師を1病院1名に限り採用し、看護業務に従事させる。	外国人の起業家を誘致するにあたっては、なによりも生活インフラの整備が必要となる。その観点からすると、安心して生活を進めていくうえで、医療の充実というものは大変重要なものである。そこで、医療を受けるうえで意思の疎通が欠かせないものであることから、外国の看護師資格を有する者による看護業務を認め、外国人の患者であっても安心して医療を受けることができるよう、要望するものである。	外国人企業家特区	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	13 東京都	法務省 厚生労働省

1194010	外国人に関する年金制度の見直し	外国人研究者等の年金加入機関が通算されるよう、日本と母国との間の社会保障協定締結国を拡大するとともに、未締結国の外国人研究者が受給資格期間を満たさず帰国する場合の脱退一時金について、在留期間5年の納付期間に対応した支給を行う。	<p>世界最大の大型放射光施設SPring-8を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、これまで外国人研究者の受入れ促進を図ってきた。</p> <p>その在留期間の上限が全国的に3年から5年に延長されたところであるが、加入が義務付けられている年金についても、その脱退一時金の支払いに関して見直し要望があることから、社会保障協定対象国の拡大を求めるとともに、脱退一時金支給の見直しを行うことにより、外国人研究者の受入環境を整え、人材の集積を強化し、研究開発成果の実用化や新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。</p> <p>提案理由： 年金の二重加入等の問題については、社会保障協定により解決が図られてきているものの未だ協定未締結の国があり、それらの国からの受入も実際にある（ロシア、ポーランド等）ことから、受け入れた外国人研究者の年金について、取扱いの格差をなくすため、早急に当該協定の締結を進めていただきたい。</p> <p>また、外国人研究者は短期加入で年金制度から途中離脱する可能性が高く、受給資格を満たさないため、脱退一時金の請求が可能であるが、保険料納付期間が3年までの場合はその期間にあわせて段階的に脱退一時金が支給されるものの、3年以上では一定額しか支給されない。在留期間の上限が5年であることから、年金保険の脱退一時金についても5年までの納付期間に対応した支払いを可能としていただきたい。</p>		兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町	28 兵庫県	外務省 厚生労働省
1055130	外国人の起業規制緩和特区	<p>特区内において、入国管理法上の「投資・経営」の資格基準の要件を緩和し、外国人の起業を促し、活性化へとつなげる</p> <p>【資格基準の要件緩和】</p> <p>2人以上の常勤職員の雇用 人数規制をなくす 個人での事業立ち上げも可能とする 年間投資額500万円以上 投資額下限の引下げ(100万円)</p>	<p>提案理由)外国のノウハウやビジネスアイデアを輸入することで日本全体の活性化を図る。</p> <p>内容)「投資・経営」資格基準の要件緩和を実施することで、個人での起業も可能な「外国人起業特区」をつくる</p> <p>効果)日本経済の活性化。長期的には、外国人の来日や観光客の増加にも繋がる。</p>		(株)パソナシャドー キャビネット	13 東京都	警察庁 法務省 厚生労働省

1160060	「投資・経営」の「事業所の確保（存在）」の認定の緩和	<p>「投資・経営」の在留資格に係る基準において、起業する場合における基準である「事業を行う設備等を備えた事業目的占有の部屋を有すること」を「住居内部における事業専用の居室や間仕切り等により分離された事業専用のスペースを有すること」に緩和する。</p>	<p>政府が推進する対日投資の拡大を踏まえ、古くから港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸は、留学生などを中心に、外国人による起業も多く、これらが、地域経済を支える大きな柱となっている。</p> <p>外国人が起業する場合、資力が十分でなく、また一人で会社を立ち上げることが多いが、その場合、「住居」を「事業所」として起業したいというニーズが多い。外国人の起業を促進し地域経済の活性化を図るため、「住居」を「事業所」として申請する場合の要件の緩和を図るものである。</p>		兵庫県、神戸市	28 兵庫 県	警察庁 法務省 厚生労働省
1124080	播州織産地における外国人研修・技能実習（職種：織布運転）の滞在期間の延長	<p>諸外国の青年労働者等を一定期間、日本の産業界に受け入れて、産業上の技術、技能、知識等を修得してもらう仕組みとして、「外国人研修・技能実習制度」がある。</p> <p>播州織業界では産地組合が織布運転の職種の研修生を受け入れているが、その期間を3年間から5年間に延長する。</p> <p>在留資格「研修」（1年）+在留資格「特定活動（技能実習）」（最長2年） 在留資格「研修」（1年）+在留資格「特定活動（技能実習）」（最長4年）</p>	<p>播州織産地は我が国最大の先染め織物産地であるが、従業者の高齢化や後継者不足等から経営者は将来に希望が得られず、経営意欲を失い廃業する企業が後を絶たず、産地活力の低下が著しい。業界では新商品の開発や展示商談会を開催する等各種の対策を講じているが、若く意欲的な外国人研修生の産地企業への積極的な受け入れを促進し、企業の活性化、ひいては産地の活性化を図る。</p> <p>（現在、協同組合播州織総合準備センターが受入機関となって、平成16年度から毎年度3名の中国人研修生を受け入れ、同センターが研修・実習を行っている。）</p>		兵庫県	28 兵庫 県	法務省 厚生労働省 経済産業省

1194030	在留資格「人文知識・国際業務」の実務経験年数の撤廃	<p>「特定家族滞在活動」で在留している外国人研究者の配偶者について、母国語を活用して就労するために「人文知識・国際業務」（うち国際業務）へ在留資格の変更を行う場合に要求される実務経験年数（3年以上）の撤廃を求める。</p>	<p>世界最大の大型放射光施設SPring-8を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、これまで外国人研究者の受入れ促進を図ってきた。 さらに外国人研究者の配偶者についても、社会活動への積極的な参加を可能とすることで、家族での滞在がしやすくなり、より魅力的な研究環境の提供が可能となる。 これにより、優秀な人材の集積を図り、研究開発成果の実用化や新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。 提案理由： 播磨科学公園では外国人研究者が特例措置を活用し、長期（最大5年間）で研究プロジェクト等へ参加している。多くの外国人研究者は家族での滞在を望んでいるが、長期滞在のため家族も積極的な社会活動への参加を希望されており、日本の生活における障害となっている。そこで、「特定家族滞在活動」の資格を持つ外国人研究者の配偶者が母国語を活用して外国語学校等で就労するため、「人文知識・国際業務」（うち国際業務）への在留資格変更する場合に要求される実務経験年数要件を撤廃することで、積極的な社会活動への参加を可能とし、外国人研究者の受入れ環境の向上を図りたい。（国において、国家資格等の相互認証など、現状の学歴・実務経験要件と同等レベルであることの客観的な評価体制の整備に取り組むよう求める。）</p>		兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町	28 兵庫県	法務省 厚生労働省
1089010	在留資格「人文知識・国際業務」の必要な知識に係る科目専攻要件の撤廃	<p>「人文知識・国際業務」の在留資格認定基準の1つである「従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業する」ことの業務必要知識の専攻要件を緩和し、大学を卒業すれば、日本人の就職と同様に、一般事務、営業、企画業務等に就労することを認める。</p>	<p>優秀な外国人が姫路に留学、就職することにより、姫路地域の活性化を図る。 具体的には、姫路獨協大学留学生が卒業後日本で就職する場合に、通訳業務、貿易業務に捕らわれず、一般事務、営業、企画業務等の職種での就労を認めることにより、就職の機会が増大することになる。日本で就職を希望する留学生が、姫路獨協大学への入学を希望することにつながり、また、その留学生が姫路地域を中心に就職することが期待できるため、優秀な人材を姫路地域に招聘できることとなる。 また、人口減少が必至となる日本において、将来、外国人受入れを拡大する場合のモデルケースとなる。</p>		学校法人獨協学園 姫路獨協大学、姫路 商工会議所	28 兵庫県	法務省 厚生労働省

1160040	「人文知識・国際業務」(うち人文知識)の必要経験年数の緩和	「人文知識・国際業務」(うち人文知識)の在留資格に係る基準において要求される実務経験年数を「10年以上」から「4年以上」に緩和する。	<p>政府が推進する対日投資の拡大を踏まえ、古くから港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸は、外国・外資系企業の経済活動も活発で、地域経済を支える大きな柱となっている。</p> <p>近年、兵庫・神戸への直接投資件数が増加し、「人文知識」の在留資格者の人材確保が重要となっている。地域への一層の投資促進をはかるため、財団法人日本国際教育支援協会が実施する「日本語能力試験」の1級合格かつ、独立行政法人日本貿易振興機構が実施する「BJTビジネス日本語能力テスト」で530点以上取得者に限り、「人文知識」の必要経験年数を緩和する。</p>		兵庫県、神戸市	28 兵庫県	法務省 厚生労働省
1160030	「技術」の必要経験年数の緩和	「技術」(情報処理に関する技術又は知識を要する業務に従事する外国人)の在留資格に係る基準において要求される実務経験年数を「10年以上」から「4年以上」に緩和する。	<p>政府が推進する対日投資の拡大を踏まえ、古くから港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸は、外国・外資系企業の経済活動も活発で、地域経済を支える大きな柱となっている。</p> <p>日本の情報産業等において、IT技術者等が不足し、海外からのIT技術者等の受入が増加している。そこで、地域経済の活性化のため、情報産業界で世界的な認知度が高い民間ベンダー資格を取得し、高度な技術力が証明できる外国人について「技術」の必要経験年数を緩和する。</p>		兵庫県、神戸市	28 兵庫県	法務省 厚生労働省

1160050	「企業内転勤」の転勤前関連業務従事要件の緩和	「企業内転勤」の在留資格に係る基準において要求される関連業務経験期間を「1年以上」から「6ヶ月以上」に緩和する。	<p>政府が推進する対日投資の拡大を踏まえ、古くから港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸は、外国・外資系企業の経済活動も活発で、地域経済を支える大きな柱となっている。</p> <p>規制改革、民間開放推進3ヵ年計画において、海外からの外国人転勤者に関する在留資格について見直しを検討されることとなっている。外国・外資系企業がビジネスを展開するための要員を本社から調達する場合に、適切な人材が確保できるよう従事期間の緩和を図るものである。</p>		兵庫県、神戸市	28 兵庫県	法務省 厚生労働省
1187160	外国企業による新規事業拠点創設時に必要な外国人材向け在留資格認定手続き簡素化	<p>【内容】</p> <p>期間更新により「短期滞在」を最大180日間付与することにより運用されている現行制度に関して、事業拠点設置準備段階にふさわしい在留資格の創設、もしくは、事業拠点設置準備段階から「投資・経営」「企業内転勤」等の在留資格の付与</p>	<p>【実施内容】</p> <p>外国企業が新規の事業拠点を創設する段階において、拠点立上げ業務を担当する外国人が日本で活動する際に利便性の高い在留資格制度を創出する。</p> <p>【提案理由・目的・効果】</p> <p>当地へ進出予定の外国企業で一定の要件を満たす者については、拠点設置の準備段階から活動目的に合致した在留資格を与えることで、拠点設置に必要な活動の円滑化を図り、アジアをはじめとする外国企業の対日投資を促進に資する。</p> <p>在留資格「短期滞在」では、最大180日間までしか期間が認められていないことから、日本法人及び日本支店設置業務に必要な行為（銀行口座の開設、オフィスや社宅の賃借契約など）が在留資格「短期滞在」だからという理由で行いにくい現状にある。よって、拠点設置に限定した在留資格を創設するか、「投資・経営」などの既存の在留資格の付与要件を緩和することにより、日本国内における拠点設置の準備を進める外国人に対する社会的な信用度も高く評価されることが考えられ、対日投資の増加を図れるからである。</p>	福岡・アジアゲートウェイ構想	福岡市	40 福岡県	警察庁 法務省 厚生労働省

1187170	IT技術者など高度外国人材活用のため就労準備研修ができる在留資格の創設又は要件緩和	<p>【内容】 人材派遣・人材紹介・人材開発等の事業者が実施する日本社会・日本企業適合理化のための半年程度の研修を受講する場合の在留資格「特定(就労準備)研修」の創設 専修学校専門課程の修業年限規制(現行1年以上)を緩和し、就業準備に限定した修業年限1年未満の教育課程を認め、同課程に留学できるようにする。</p>	<p>【実施内容】 日本滞在経験が無い高度外国人材が日本企業で円滑に就労できるよう、生活体験をしながら、半年程度、日本社会に習熟し、日本企業に適合させる就労準備研修を行なう。 【提案理由・目的・効果等】 人材派遣会社等は、顧客企業の需要に応じ、本国で研修した外国人技術者の派遣事業等を実施しているが、就業前の日本社会習熟期間に対応する在留資格が無い。結果“昨日まで本国、明日から日本の職場”となり、トラブルや離職の要因となっている。就労準備研修による円滑活用、定着性向上は、人材確保難の日本企業、キャリアパスを図る本人の双方にとって有益であり、当該研修のための在留資格の創設が必要である。 参考とすべきものに、専修学校や大学が、文科省と経産省からの受託事業として行う「留学生対象就職支援事業」があり、外国人技術者向けの研修においてもこうした経験を活かし、高等教育機関による実施も想定される。しかし最も修業年限が短い専修学校専門課程で現行で1年以上という修業年限規定があり、これを研修内容に則した形で1年未満の修業年限も可能とする必要がある。 ヒヤリングによれば「専修学校」のほか、「人材派遣業」「人材紹介開発業」「各種学校」の参入も想定され、専修学校が参入する際の「留学」在留資格要件緩和と、その他の事業者が参入する際の「新たな在留資格の創設」の双方から検討しておく必要がある。</p>	福岡・アジアゲートウェイ構想	福岡市	40 福岡県	警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省
1187190	留学生の民間企業によるインターンシップ受入が可能となる在留資格要件の緩和	<p>【内容】 留学生が働く場合は、資格外活動許可が必要であり、その労働時間は、1週につき28時間以内と制限されている。 このため、留学生が夏休み以外にも当該企業等の就業時間と同じ就業時間でインターンシップによる実習が可能となるよう、インターンシップの場合に限り留学生の労働時間に関する規制を緩和する。</p>	<p>【実施内容】 留学生の在留資格要件の緩和により、留学生の日本企業等での就業機会の拡大及び企業等が優秀な留学生を育成・獲得できる機会を創出する。 【提案理由・目的・効果等】 留学生の企業でのインターンシップ実習が可能となれば、日本での就業機会の拡大につながるため、留学生にとって日本留学が極めて大きな魅力となる。また、企業等においても優秀な留学生の育成・獲得が期待される。</p>	福岡・アジアゲートウェイ構想	福岡市	40 福岡県	警察庁 法務省 厚生労働省

1187210	自治体交流モデル地区として外国人ケアワーカー受入のための在留資格要件の緩和	福岡市とケアワーカーの養成を行っているアジアの都市との間で自治体交流モデルとしてケアワーカーの受入に関する協定を結び、二都市間のみ適用となるワーキングホリデー制度を創設する。 就業ビザの在留資格(介護・看護等)を新設する。	<p>【実施内容】 二国間ではなく、二都市間を対象としたワーキングホリデー制度の創設もしくは外国人ケアワーカーが日本で就労できる在留資格の創設を求めるもの。</p> <p>【提案理由・目的・効果等】 現在、本市においては、外国人ケアワーカーの受入を検討している企業が複数あり、今後、少子高齢化が進行する時代背景を踏まえると、先行モデル地区として外国人ケアワーカーの受入を進めたいと考えている、また、この人的交流の促進により、アジアにおける高度人材ネットワークのハブを目指したいと考えている。</p>	福岡・アジアゲートウェイ構想	福岡市	40 福岡県	法務省 外務省 厚生労働省
1134010	深夜早朝貨物機乗組員、ビジネス小型機搭乗客等に対応した出入国手続施設の多様化	深夜早朝貨物機乗組員、ビジネス小型機搭乗客等について、日中の定期便等の搭乗客とは別個の(空港会社が設ける)施設において、出入国手続(CIQ)を行う運用を求めるもの	<p>・本提案は、国際空港として多様化する利用者の利便性向上を図るため、深夜早朝貨物機乗組員、ビジネス小型機搭乗客等について、日中の定期便等の搭乗客とは別個の(空港会社が設ける)施設において、出入国手続(CIQ)を行う運用を要望するもの。</p> <p>・これにより、世界的な企業による国際ビジネス会議等の開催の円滑化など、中部圏での国際経済・文化交流拡大、ものづくり産業のさらなる集積・発展、金融資本市場の機能強化などが図られ、またアジアのゲートウェイとしての中部国際空港の国際競争力も向上。さらに、政府が進める訪日観光客の増大や官民の国際会議の開催数の増大にも貢献。</p> <p>(提案理由)</p> <p>・現状では、深夜早朝貨物機の乗組員や、ビジネス小型機の搭乗客は、定期便等の搭乗客と同じ出入国手続のブースまで来て、列に並び、出入国手続を受けている。深夜早朝時間帯に飛来する場合に、ブースに至る導線全てにおいて冷暖房・照明等を確保する必要があることから運営コストがかかる。またビジネス小型機で緊急に飛来する搭乗客が、迅速に出入国手続を終えにくい状況となっている。</p> <p>・一方、フランクフルト・マイン空港(ドイツ)、スキポール空港(オランダ)、北京、上海の各空港(中国)など諸外国の空港では、これらの機体の搭乗客等に対して専用手続施設などを提供している。</p> <p>・中部国際空港としても、アジアのゲートウェイとして、このような世界各空港の事例を取り入れ、運営コスト削減や搭乗客の利便性向上を実現していく必要がある。</p> <p>(その他)</p> <p>・本提案は、これらの乗組員、搭乗客に対する出入国手続の緩和を求めるものではない。また、このような運用は、これらの機体の飛来時のみ必要となるため、中部空港におけるCIQ職員の定員増を前提とするものでも必ずしもない。</p>	中部国際空港アジアゲートウェイ特区	中部国際空港株式会社	23 愛知県	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省

1135050	出入国手続施設の多様化	諸外国の空港で導入されている、ビジネス機や貨物機などに対応した、空港会社が別に設ける出入国手続施設において、出入国手続（C I Q）を行う運用を求める。	<p>旅客ターミナルビルから遠く離れた場所に駐機するビジネス機や貨物機など多様な形態の利用者に対する利便性の向上を図ることにより、ビジネス機等の利用増加が見込まれ、経済交流の促進と、国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現のための、関西国際空港の国際競争力の強化を図ることができる。</p> <p>（提案理由）関西国際空港には、諸外国の空港にみられるような専用手続施設などの設置が無く、国際空港として多様化する利用者への利便性向上が望まれている。</p>	関西国際空港アジア・ゲートウェイ特区	関西国際空港株式会社	27 大阪府	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省
1134020	出入国審査手続時の「ビジネスクラス以上」及び「際内・内際乗継など時間的制約のある」旅客に対する「専用手続レーンの設置」	日中の定期便等の搭乗客に対する出入国審査手続（I）について、ファーストクラス・ビジネスクラス搭乗客、及び国際線・国内線乗継など時間的制約のある旅客に対する専用手続レーンの設置の運用を求めるもの	<p>本提案は、国際空港として多様化する旅客への利便性向上を図るため、定期便等の搭乗客に対する出入国審査手続（I）について、ファーストクラス・ビジネスクラス搭乗客、及び国際線・国内線乗継など時間的制約のある旅客に対する専用手続レーンの設置の運用を要望するもの。これにより、世界的な企業による国際ビジネス会議等の開催の円滑化など、中部圏での国際経済・文化交流拡大、ものづくり産業のさらなる集積・発展、金融資本市場の機能強化などが図られ、またアジアのゲートウェイとしての中部国際空港の国際競争力も向上。さらに、政府が進める訪日観光客の増大や官民の国際会議の開催数の増大にも貢献。</p> <p>【提案理由】現状では、ビジネスクラス以上の旅客及び国際線・国内線乗継旅客は、それ以外の搭乗客と同じ出入国手続のブースまで来て、列に並び、出入国手続を受けている。これらの搭乗客は、ビジネス目的、あるいは乗り継ぎする必要がある、したがって時間的制約が強いにもかかわらず、迅速に出入国手続を終えにくい状況となっている。一方、ロンドン・ヒースロー空港（イギリス）、ミュンヘン空港（ドイツ）、ドバイ空港（UAE）、新バンコク空港（タイ）、クアラルンプール空港（マレーシア）など、アジア、欧州の主要なハブ空港においては、このような出入国審査の専用手続レーンを導入している。中部国際空港としても、アジアのゲートウェイとして、このような世界各空港の事例を取り入れ、多様な搭乗客の利便性向上を実現していく必要がある。なお、ABTC（APECビジネス・トラベル・カード）を保有していれば、成田、関西、中部の各空港で入国審査の専用レーンの利用が可能となっているが、取得に一定の条件がある、交付に時間を要する（数ヶ月）ことなどから、あまり活用されていないようであり、当空港においても利用者は少ない。</p> <p>【その他】本提案は、これらの搭乗客に対する出入国審査の緩和を求めるものではなく、またレーン数の追加や、入管職員の定員増等を</p>	中部国際空港アジアゲートウェイ特区	中部国際空港株式会社	23 愛知県	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省

1138010	出入国審査時の優先レーンの導入	世界の主要空港ですすでに導入されている、出入国審査における「ビジネスクラス以上の旅客」、「VIP旅客（ビジネスジェットの旅客を含む。）」等に対する「専用手続きレーン」を設置する。	<p>「ビジネスクラス以上の旅客」、「VIP（ビジネスジェットの旅客を含む。）」等に対する利便性の向上を図ることにより、ビジネス旅客、VIP等の利用増加が見込まれ、国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現のための、成田国際空港の国際競争力の強化を図ることができる。</p> <p>（提案理由）国際線旅客は、出入国の際、税関、入国管理局、検疫における諸手続が必要となるが、現在、成田国際空港には世界の主要空港で導入されている「ビジネスクラス以上の旅客」、「VIP」等に対する「専用手続きレーン」は設置されておらず、これらの旅客に対する利便性向上が望まれている。</p>	成田国際空港アジア・ゲートウェイ特区	成田国際空港株式会社	12 千葉県	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省
1135060	出入国審査時の優先レーンの導入	世界の主要空港ですすでに導入されている、出入国審査における「ビジネスクラス以上の旅客」、「乗り継ぎ旅客」及び「VIP旅客（ビジネスジェットの旅客を含む）」に対する「専用手続きレーン」を設置する。	<p>「ビジネスクラス以上の旅客」、「乗り継ぎ旅客」及び「VIP（ビジネスジェットの旅客を含む）」に対する利便性の向上を図ることにより、ビジネス旅客、内陸乗り継ぎ旅客、VIPの利用増加が見込まれ、国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現のための、関西国際空港の国際競争力の強化を図ることができる。</p> <p>（提案理由）国際線旅客は、出入国の際、税関、入国管理局、検疫における諸手続が必要となるが、現在、関西国際空港には世界の主要空港で導入されている「ビジネスクラス以上の旅客」、「乗り継ぎ旅客」及び「VIP」に対する「専用手続きレーン」は設置されておらず、これらの旅客に対する利便性向上が望まれている。</p>	関西国際空港アジア・ゲートウェイ特区	関西国際空港株式会社	27 大阪府	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省

1151051	「乗り継ぎ外国人旅客」の出入国審査における専用手続きレーンの設置	「乗り継ぎ外国人旅客」による「周辺観光」の増加状況を踏まえ、繁忙期等における「専用手続きレーン」の設置を検討する。	成田国際空港は、年間1,000万人以上の外国人が往来する我が国第1の観光ゲートウェイであるが、当空港で航空便を乗り換える通過外国人旅客は年間約300万人にも及び、待合い時間における空港地域の「周辺観光」が地元で大きく期待されているところである。「乗り継ぎ外国人旅客」の寄港地上陸許可申請の増加状況も踏まえながら、空港における手続きの円滑化を一層推進するため、入国審査官の増員による審査レーンの臨時設置等を内容とする地域再生の支援措置についても検討頂きたい。さらに、専用レーンの設置により、繁忙期における出国審査の混雑、入国審査における外国人の指紋採取開始による混雑等にも対応できれば、旅客流動の円滑化が促進され、我が国経済の活性化にも資すると考える。	成田国際空港アジア・ゲートウェイ特区	千葉県、成田国際空港株式会社	12 千葉県	法務省 厚生労働省 農林水産省
1187020	CIQ対応の特例（船内での入国審査等の実施）	【内容】 中国人旅行者の接岸前でのCIQ手続き可能分野の拡大（船内での入国審査等の実施）	【実施内容】 円滑な入国が困難なほどの数の団体中国人旅行者が入国する際は、船内での入国審査を実施する等、接岸前での入国審査方法を拡大することにより、旅行者の円滑な入国を可能とする。 【提案理由・目的・効果等】 現在、九州や沖縄においては、大型クルーズ船での団体中国人旅行者の入港が行われているが、接岸後のCIQ手続きに非常に時間がかかることがあり、旅行者からのクレームの原因となっている。上記の対応により、入管審査の負担の軽減や旅行代理店へのクレーム対応が可能となり、中国人旅行者の満足が向上するとともに、国内での滞在時間及び消費も拡大し、地域経済の活性化に貢献する。また、アジアゲートウェイ特区での今後のインバウンド拡大も期待される。	福岡・アジアゲートウェイ構想	福岡市	40 福岡県	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省

1064010	消防職員OBが行う応急処置の規制緩和	<p>救急車に搭載している資機材を使用するの応急処置は医療行為にあたるとの見解があり、「救急隊員の行う応急処置等の基準」に定められている応急処置が行えるのは、同基準第2条によると消防法施行令第44条第3項又は第44条の2第3項に該当する者である。消防職員OBについても消防職員と同等の応急処置ができるようにする。</p>	<p>救急業務については、周辺部のへき地においても平等のサービスを提供しなければならないが、当市を管轄する消防組合では救急業務の年間出動件数が少ない地域について、消防業務の再編に伴い出張所の統廃合を計画している。</p> <p>住民の生命を守る観点から万全の体制はもちろんのこと、国においては民間事業者の参入も進められているが、過疎地である当市ではこれも見込めない状況であり、人件費等の費用は増大する一方である。</p> <p>そこで、周辺部のへき地での救急業務の機能が低下しない体制を築いていくにあたり、消防出張所の統廃合に伴いその業務を補完する形で救急等搬送事業所を市において新たに設置し、搬送用車両に消防職員OB又は看護師を搭乗させる体制で救急隊の編成を行う予定である。</p> <p>しかし、救急車に搭載している資機材を使用するの応急処置は医療行為にあたるとの見解があるため、消防職員を退職したと同時にその使用ができなくなる。</p> <p>消防職員OBといえども、消防法施行令第44条第3項第1号に規定する救急業務に関する講習を受講した者であり、消防職員と同等の技術や知識を持っている。</p> <p>「救急隊員の行う応急処置等の基準」に定められている応急処置が行えるのは、同基準第2条によると消防法施行令第44条第3項又は第44条の2第3項に該当する者であることから、消防職員OBにも同等の応急処置を行えるようにする。</p>	日田市緊急患者等搬送事業	大分県日田市	44 大分県	総務省 厚生労働省
1064020	消防法等に基づく救急業務を補完する形の緊急患者等搬送業務に従事する職員に労働基準法の特例措置の適用を受けられるようにする	<p>現在、当市を管轄する消防本部の消防職員は労働基準法施行規則第33条第1項第1号の規定を適用し救急隊の編成を行っている。当市が行おうとする緊急患者等搬送業務に従事する職員にもこの規定を適用し、消防職員と同様の勤務編成が行えるようにする。</p>	<p>当市が行おうとする緊急患者等搬送業務は、消防職員OB又は看護師の嘱託職員3名で編成し24時間体制であたり、3名編成の内2名が出動し1名が連絡員となり、3班で編成する計画である。</p> <p>労働基準法第34条第1項の休憩時間の取り扱いについて、同条第3項で「休憩時間は自由に利用させなければならない」と定められているが、労働基準法施行規則第33条第1項で消防吏員についてはこの規定を適用しないようになっている。</p> <p>当市が行おうとする緊急患者等搬送業務に従事する職員にもこの規定を適用し、消防吏員と同様の取り扱いとなるようにすることで、常時の出動態勢がとれることとなる。</p>	日田市緊急患者等搬送事業	大分県日田市	44 大分県	総務省 厚生労働省

1016010	私人へ公金委託ができる範囲の拡大	<p>介護保険法または障害者自立支援法に基づく福祉サービスを受けた市民がサービスの対価として支払う負担金(分担金)を私人が徴収・収納することができるよう、現行の範囲の拡大を求める。</p>	<p>現在、公の施設である高齢者または障害者福祉施設を市が直営し、市職員が福祉サービスを受けた市民から負担金(分担金)を徴収または収納している。</p> <p>今後、これらの福祉施設に指定管理者制度の導入を実施していく予定であるが、現行の地方自治法、介護保険法(保険料の徴収・収納については規定があるため可能(同法第144条の2)。)および障害者自立支援法において、市民が支払う負担金(分担金)を私人である民間法人が徴収または収納することができる規定はない。</p> <p>そのため、現行規定のまま指定管理者制度に移行したとしても、負担金(分担金)を市職員が徴収または収納しなければならないため、公の施設の運営において職員関与を排除し、より一層の効率化を図ることができないものである。</p> <p>したがって、介護保険法および障害者自立支援法において、児童福祉法第56条の保育料(負担金(分担金))徴収のように、私人に負担金(分担金)を徴収または収納することができる規定を設け、私人の公金委託の拡大を求めるものである。</p>	大阪府大東市	27 大阪府	<p>総務省 法務省 厚生労働省</p>
1051150	生活保護資産調査・訪問調査権限の民間授権等	<p>生活保護法第21条(補助機関)に特例を設け、民間事業者も事務の補助を行うことができるものとする。</p> <p>その他、これに基づき第27条、第28条第1項・第4項、第29条、第61条、第62条第1項・第3項の事務を民間に委ねる。</p> <p>同法28条・29条の調査権限等を民間事業者にも付与する。</p> <p>みなし公務員規定・秘密保持義務規定その他所要の監督規定を定める。</p>	<p>生活保護業務は生活保護法に基づき実施されるが、現状では生活保護現業員の業務が過重となり、チェック不全による不正受給も問題となっている。このため、民間活用が重要な課題として認識されている。</p> <p>これに対し、既に厚生労働省からも大部分の業務において民間活用が可能である旨の見解が示されているところであり、これは自治体の経営改善のための選択肢を増やすものとして極めて高く評価すべきものであると考える。</p> <p>そのうえで、民間が業務に従事した場合のプライバシー保護や権限濫用の防止のため、みなし公務員規定や秘密保持義務規定を定めるべきであり、また、居宅訪問や資産調査の円滑化・実効化を図るため、民間事業者に明確な法的根拠を有する調査権限を付与すべきである。</p> <p>なお、罰則付調査権は、調査客体の同意に基づく一種の任意調査とされ、実力により実施する強制調査ではない。また、その罰則(調査妨害罪)は公務執行妨害罪の補充的規定でもあるとされるが、本体である公務執行妨害罪では民間事業者が客体となり得るのに、補充的規定である調査妨害罪では民間事業者を客体とする法特例措置ができないというのは直ちには首肯し得ない。そもそも、反証となる民間授権立法例も多数存在する。</p> <p>こうした点からすれば、罰則付調査権が民間授権できないという解釈にはその根拠に疑問がある。</p> <p>特に、民間事業者に調査権限を付与する場合、金融機関等は条理・契約あるいは慣習上の守秘義務を迫るため、金融機関としては、調査が法令に基づくものでない限り協力しにくい。このように、法律により民間事業者に調査権限を付与しないと実務が動かず、極めて重要な課題である。</p>	個人	13 東京都	厚生労働省

3003150	生活保護資産調査・訪問調査 権限の民間授権等	<p>生活保護法第21条（補助機関）に特例を設け、民間事業者も事務の補助を行うことができるものとする。</p> <p>その他、これに基づき第27条、第28条第1項・第4項、第29条、第61条、第62条第1項・第3項の事務を民間に委ねる。</p> <p>同法28条・29条の調査権限等を民間事業者にも付与する。</p> <p>みなし公務員規定・秘密保持義務規定その他所要の監督規定を定める。</p>	<p>生活保護業務は生活保護法に基づき実施されるが、現状では生活保護現業員の業務が過重となり、チェック不全による不正受給も問題となっている。このため、民間活用が重要な課題として認識されている。</p> <p>これに対し、既に厚生労働省からも大部分の業務において民間活用が可能である旨の見解が示されているところであり、これは自治体の経営改善のための選択肢を増やすものとして極めて高く評価すべきものであると考える。</p> <p>そのうえで、民間が業務に従事した場合のプライバシー保護や権限濫用の防止のため、みなし公務員規定や秘密保持義務規定を定めるべきであり、また、居宅訪問や資産調査の円滑化・実効化を図るため、民間事業者に明確な法的根拠を有する調査権限を付与すべきである。</p> <p>なお、罰則付調査権は、調査客体の同意に基づく一種の任意調査とされ、実力により実施する強制調査ではない。また、その罰則（調査妨害罪）は公務執行妨害罪の補充的規定でもあるとされるが、本体である公務執行妨害罪では民間事業者が客体となり得るのに、補充的規定である調査妨害罪では民間事業者を客体とする法特例措置ができないというのは直ちには首肯し得ない。そもそも、反証となる民間授権立法例も多数存在する。</p> <p>こうした点からすれば、罰則付調査権が民間授権できないという解釈にはその根拠に疑問がある。</p> <p>特に、民間事業者に調査権限を付与する場合、金融機関等は条理・契約あるいは慣習上の守秘義務を迫るため、金融機関としては、調査が法令に基づくものでない限り協力しにくい。このように、法律により民間事業者に調査権限を付与しないと実務が動かず、極めて重要な課題である。</p>	市場化テスト推進協議会	13 東京都	厚生労働省
1051180	国民健康保険、業務の民間委託可能領域の拡大	国民健康保険被保険者証の交付その他の業務について民間委託可能な領域を拡大すべきである	<p>国民健康保険関係の窓口業務においては、他の窓口業務と同様、国民健康保険被保険者証の作成交付などの業務は民間に委託できないものとされ、申請受付と引渡しといった程度の極めて限定的な作業のみが委託できるものとされている。</p> <p>しかし、国民健康保険被保険者証についてみれば、そもそも、国民健康保険は医療保険の一領域に過ぎず、組合管掌保険などと本質的な差異があるとは考えられない。ところが、組合管掌保険では被保険者の資格審査や被保険者証作成交付なども含めて包括的にアウトソーシングすることは禁じられていないと解されるどころ、同じ医療保険の一領域に過ぎない国民健康保険において、なぜ交付事務のアウトソーシングが認められないのか、極めて疑問があるところである。</p> <p>自治体のニーズを踏まえ、建設的な検討をされることを要望する。</p>	個人	13 東京都	厚生労働省

3003180	国民健康保険、業務の民間委託可能領域の拡大	国民健康保険被保険者証の交付その他の業務について民間委託可能な領域を拡大すべきである	<p>国民健康保険関係の窓口業務においては、他の窓口業務と同様、国民健康保険被保険者証の作成交付などの業務は民間に委託できないものとされ、申請受付と引渡しといった程度の極めて限定的な作業のみが委託できるものとされている。</p> <p>しかし、国民健康保険被保険者証についてみれば、そもそも、国民健康保険は医療保険の一領域に過ぎず、組合管掌保険などと本質的な差異があるとは考えられない。ところが、組合管掌保険では被保険者の資格審査や被保険者証作成交付なども含めて包括的にアウトソーシングすることは禁じられていないと解されるどころ、同じ医療保険の一領域に過ぎない国民健康保険において、なぜ交付事務のアウトソーシングが認められないのか、極めて疑問があるところである。</p> <p>自治体のニーズを踏まえ、建設的な検討をされることを要望する。</p>		市場化テスト推進協議会	13 東京都	厚生労働省
1051190	児童手当・児童扶養手当関係業務の包括民間委託	<p>1. 権限の授権 (1) 児童手当法第7条の認定業務を民間事業者に委託できる旨定める。 (2) 同法第27条・第28条の調査権を受託民間事業者に授権し、第10条の支給制限についても所要の改正を行う。</p> <p>2. 監督措置 秘密保持義務、みなし公務員規定、監督規定その他所要の措置を講じる。 (児童扶養手当法においても同旨の特例措置を講じる)</p>	<p>児童手当は、児童手当法に基づき、所得要件等一定の要件に合致する場合、支給が決定され開始される。受給権者からは毎年6月頃に現況届が提出され、自治体は支給決定業務だけではなく大量の現況届確認作業が必要となる。</p> <p>このような給付行政には、児童手当(市区町村)のほか、児童扶養手当(市区町村)、自治体独自の手当など、いくつかの類似制度があり、従事する職員の数も各自治体ごとに数名は存在するところである。</p> <p>ところが、これらは定型的審査であるうえ、受益的処分であること、特に出生の際には窓口業務に付随する業務でもあることから、民間開放の途を検討して然るべきである。</p> <p>架空の議論ではあるが、自治事務である自治体独自の手当では、自治体が認定まで含めて民間に授権することも可能なはずである。これとの平仄を考えれば、児童手当等についてもこれを民間に授権することを可能とすべきである。</p>		個人	13 東京都	厚生労働省

3003190	児童手当・児童扶養手当関係業務の包括民間委託	<p>1. 権限の授権 (1) 児童手当法第7条の認定業務を民間事業者に委託できる旨定める。 (2) 同法第27条・第28条の調査権を受託民間事業者に授権し、第10条の支給制限についても所要の改正を行う。</p> <p>2. 監督措置 秘密保持義務、みなし公務員規定、監督規定その他所要の措置を講じる。 (児童扶養手当法においても同旨の特例措置を講じる)</p>	<p>児童手当は、児童手当法に基づき、所得要件等一定の要件に合致する場合、支給が決定され開始される。受給権者からは毎年6月頃に現況届が提出され、自治体は支給決定業務だけではなく大量の現況届確認作業が必要となる。</p> <p>このような給付行政には、児童手当(市区町村)のほか、児童扶養手当(市区町村)、自治体独自の手当など、いくつかの類似制度があり、従事する職員の数も各自治体ごとに数名は存在するところである。</p> <p>ところが、これらは定型的審査であるうえ、受益的処分であること、特に出生の際には窓口業務に付随する業務でもあることから、民間開放の途を検討して然るべきである。</p> <p>架空の議論ではあるが、自治事務である自治体独自の手当では、自治体が認定まで含めて民間に授権することも可能なはずである。これとの平仄を考えれば、児童手当等についてもこれを民間に授権することを可能とすべきである。</p>		市場化テスト推進協議会	13 東京都	厚生労働省
1082030	給水人口が5万人を超える水道事業認可・指導監督権限の県への移譲	<p>現在、国が行っている給水人口が5万人を超える水道事業の認可・指導監督事務を県へ移譲し、水道事業は全て一元的に県知事が認可・指導監督を行えるようにすること。</p>	<p>【実施内容】 緊急時に迅速かつ適切に危機管理対応を行うために、認可や指導監督業務を通じ、平素から水道事業者との連携関係の確保や各施設の状況把握が可能となる。 認可・届出等の手続事務及び業務の改善指示等の監督事務に際し、当該事務の所管を県に一元化することにより、水道事業者側及び監督官庁側の双方において、コスト削減が図られるのみならず、二重行政を廃止することにより、トータルとしてスリムで効率的な行政が構築できる。</p> <p>【提案理由】 昨年度の回答において、「権限を県に委譲した場合の弊害として、水利調整を含めた適切な判断に基づく認可や指導監督ができなくなったり、必要な水量が確保できなくなったりするばかりでなく、合理的・効率的な事務の実施に支障をきたすことから適切でない。」とあったが、現に、給水人口5万人以下の県知事所管水道事業においては県知事が行い、特に支障をきたしていることもなく、地域の実情を十分把握し、適切に認可や指導監督が行われている。</p> <p>また、指導監督と緊急時の危機管理対応は一体のものであり、通常時から施設や業務の改善指導等の指導監督を通じて、水道事業者と連携した危機管理対応が図られるのであって、例えば、国認可事業者において日常の維持管理の不備により大規模な水道施設事故が起きた場合にも、通常時に指導監督を行っていない県が非常時の危機管理対応を行い、また、通常時の指導監督のあり方についても対応を求められることになるが、現状では指導監督権限を有していないため、事業者に対する指示等ができない。</p>	広島県	34 広島県	厚生労働省	

1082040	民生委員・児童委員の任命権限の基礎自治体への移譲	民生委員の選出方法は、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について、都道府県に設置された社会福祉法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会の意見を聴き、都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣が委嘱することとされているが、この委嘱権限を基礎自治体に移譲すること。	<p>【実施内容】 民生委員・児童委員の委嘱権限を基礎自治体へ移譲することにより、基礎自治体で委嘱から指揮監督に至るまで一体的に行うことができる。</p> <p>【提案理由】 住民との相談窓口として重要な役割を果たす民生委員・児童委員について、委嘱から指揮監督に至るまで基礎自治体の権限において一体的に行うことがより効果的である。 また、民生委員としての職務である、基礎自治体と住民とのパイプ役としての性格を考えると、当事者である市町村長からの委嘱による方が、より地域に密着した活動が促されるものと考えます。 また、実際に市町村長が選定した候補者が、その後の県審議会を経て国が委嘱する過程において変更されたような事例もなく、現行の制度は形骸化している。</p>	広島県	34 広島県	厚生労働省
1157010	民生委員・児童委員の委嘱に関する一部条件の緩和	大阪市生野区の民生委員・児童委員の委嘱に際して、区内に在住する20歳以上の外国人住民にも委嘱可能とする。	<p>提案理由：生野区は、外国籍者が多数暮らす街です。地域における在日韓国・朝鮮人をはじめとした外国人住民の福祉サービスネットワークの向上の観点から提案いたします。私たちは、地域福祉の要のひとつとされてきた民生委員・児童委員に外国籍者も委嘱されるための条件の緩和を求めます。</p> <p>私たちは民生委員・児童委員の委嘱条件が緩和され、外国籍者も地域福祉により貢献できる環境をつくることで、在日当事者にさらにきめ細かな福祉サービスの提供が可能になるだけでなく、“ちがい”を認めあう地域の相互理解の増進にも役立つと考えています。</p> <p>民生委員・児童委員は、支援が必要な人々と関係行政機関を結び、適切な支援ネットワークの輪の中に、当事者を牽引し、自立生活の可能性を高める役割があります。そうした観点に立って、少子高齢化が進む地域社会で、住民が相互に助け合う関係性を築き、それをコーディネートする地域福祉の担い手の裾野を広げることとはとても重要です。</p> <p>私たちは私たちの地域社会のよりよいあり方を求める中で、民生委員・児童委員の委嘱に関する要件緩和の必要性を実感しました。地域から信頼を受ける人ならば、誰でも地域福祉の担い手になれるよう特例措置を求めるものです。ぜひ積極的にご検討いただきたいと考えます。</p> <p>民生委員・児童委員は、地域の責任ある立場の人々によって区内から推薦され、大阪市民生委員推薦会の意見具申を経て、厚生労働大臣に推薦され、そしてようやく委嘱されることになっています。この過程で、人物に対する重層的な検証は行われ、要件の緩和によって、人材登用に偏りが起こることはありません。</p>	大阪市生野区地域福祉アクションプラン推進委員会	27 大阪府	厚生労働省

1082050	保健所設置要件の緩和	<p>保健所の設置については、一部特例で認められているものの、原則、指定都市、中核市が設置することとなり、市町村合併の進展等、自治体をとりまく状況に変化があるものの保健所設置は進んでいない。こうした状況を踏まえて、住民に身近な行政サービスは住民に身近な基礎自治体で行うという理念に従い、おおむね2次医療圏ごとに基礎自治体においてまとまった事務遂行が可能となるよう、保健所設置要件の緩和を要望する。</p> <p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口要件の緩和 ・既保健所設置市への事務委託 ・市町による共同設置 	<p>【実施内容】</p> <p>保健所設置要件を緩和し、住民に身近な基礎自治体において、住民に身近な保健行政が実施できるよう、既に法定移譲等により実施している事務とともに、市町において総合的に保健行政が行われるのが望ましい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>大牟田市や小樽市など人口10万人程度の市においても保健所を設置している例があることから、一定規模の市については、地域の健康危機について首長から一元的な体制を整備するために、保健所設置にかかる人口要件の緩和を行うべきである。</p> <p>また、消防については、近隣自治体への業務委託や広域連合、一部事務組合による共同設置により危機管理全般を取り扱っており、これらの体制を参考に保健所についても当該関係市町の首長から保健所長への指揮命令系統を整理し、地域の健康危機に対処するための一元的な体制を整備することで、既存保健所設置市への事務委託や市町による共同設置を認めるべきである。</p>		広島県	34 広島県	厚生労働省
1062010	保健所政令市人口要件規制の緩和	保健所政令市の人口要件である30万人を特例市に相当する20万人に緩和する。	<p>【提案理由】</p> <p>近年わが国は少子高齢化が進み、地方の自治体においては、若年層の都市部への転出が相次ぐことで、自然増での人口増加の見込みがなくなり、人口が減少していく中で行政運営が大きな課題となっている。</p> <p>そんな中、市民の健康・福祉・子育て・食の安全の要となる保健所は、政令で指定する人口30万以上の市（中核市）以上が設置の一要件とされている。</p> <p>そこで、地域住民の福祉のトータルサポートを一次窓口の市が担うことにより、きめ細かいサービスが展開できるようにするため、保健所設置の人口要件を特例市と同じ20万人とする。</p>		個人	14 神奈川県	厚生労働省

1082060	婦人相談所設置に関する制度の見直し	婦人相談所の売春防止法による設置義務（都道府県設置）を見直し，政令市や中核市においても設置できるよう制度の見直しを行うこと。	<p>【実施内容】 婦人相談所の売春防止法による都道府県のみでの設置義務を見直し，政令市や中核市においても設置を可能とすることで，住民に身近な政令市や中核市において一体的な支援が可能となる。</p> <p>【提案理由】 平成13年の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）の施行や人身取引被害者の保護等により，婦人相談所が担う機能や役割が重要になってきている。特に，増加する配偶者暴力相談に的確に対応し，被害者の支援をきめ細かに行っていくことが求められている。</p> <p>改正DV防止法では市町村に配偶者暴力相談支援センターが設置できるよう規定されたが，配偶者暴力被害者の一時保護は引き続き婦人相談所が行うことになっている。このため，緊急を要する暴力被害者の保護等について，住民に身近な政令市や中核市においても，相談から保護，自立支援までの一体的支援が可能となるよう設置基準を緩和すべきである。</p> <p>また，児童と配偶者への暴力に関する相談等，児童相談所と婦人相談所が一括して対応する必要がある案件について，婦人相談所が都道府県のみでの設置となっているため，住民に身近な政令市や中核市における一体的な対応ができない。</p>		広島県	34 広島県	厚生労働省
1082070	麻薬取扱者免許の制度の見直し	麻薬取扱者に対して県及び保健所設置市が交付する免許は，当該県及び市の区域のみでなく，国内全域で有効となるよう制度の見直しを行うこと。	<p>【実施内容】 麻薬取扱者に対して県及び保健所設置市が交付する免許を，当該県及び市の区域のみでなく，国内全域で有効となるよう制度の見直しを行うことで，医療用麻薬の円滑な施用を図ることができる。</p> <p>【提案理由】 麻薬取扱者に係る県知事免許は，現行制度では当該県の区域において有効であるが，終末期医療等での医療用麻薬の円滑な施用を推進する観点からも，国内全域において有効とした方が望ましい。</p> <p>また，当該免許事務を保健所設置市に移譲した場合，当該免許は当該市の区域のみで有効とされており，免許申請者の業務が複数の市町にまたがる場合，それぞれの免許権者への申請手続きが必要となり申請者に不都合を生じることとなる。</p> <p>麻薬取扱者免許は，医師が多く有しているが，医師は勤務地を変える者も多く，市域を越えて異動する場合，免許有効期間内でも免許失効・新規申請を行う必要が生じ，申請者に不利益（手続きの煩雑さや手数料納付）が生じる。</p> <p>このため，麻薬取扱免許の交付等の事務権限を保健所設置市に移譲権限した場合においても，全国一律の免許とすることが適当と考えられる。</p>		広島県	34 広島県	厚生労働省

1082080	障害児の施設入所事務の制度の見直し	障害児の施設への入所事務については、県及び政令指定都市が援護の実施者として支給決定を行うこととなっているが、これを基礎自治体の事務とするよう制度の見直しを行うこと。	<p>【実施内容】 障害児の施設への入所に係る支給決定事務を基礎自治体の事務とすることで、障害児サービスの一体的な提供が可能となる。</p> <p>【提案理由】 障害児に関する支給決定事務のうち児童デイサービスについては、既に基礎自治体において事務処理を行っており、施設入所に関する事務を基礎自治体に移譲することにより、障害児サービス全体を基礎自治体で統一的に処理することが可能となる。 また、「障害者」の施設入所に係る支給決定事務等は基礎自治体で行われており、「障害児」に関する支給決定事務等も合わせて対応することが、サービスの一貫性・効率性の観点から適当である。</p>		広島県	34 広島県	厚生労働省
1082120	精神医療審査会の設置要件の緩和	精神保健福祉対策のほとんどの事務が、保健所設置市で実施されているが、「精神保健福祉法に基づく入院措置等に係る事務」のみ県実施となっている。精神保健業務を、身近な基礎自治体である保健所設置市で完結実施できるよう、精神医療審査会及び精神保健福祉センターの設置要件を緩和すること。	<p>【実施内容】 県の実施している「精神保健福祉法に基づく入院措置等に係る事務」を、精神医療審査会及び精神保健福祉センターの設置も合わせて保健所設置市へ権限移譲することにより、住民により身近な基礎自治体で効率的・効果的に実施することができる。</p> <p>【提案理由】 保健所は、地域精神保健福祉の拠点として、精神障害者をより身近な地域できめ細かく支援していくことや広域的な対応が可能であり、保健所設置市に対し、精神障害者の入院措置及びその一連の事務の権限移譲を行うことで、事務を円滑に実施することができる。しかし、入院者の退院審査等を行う精神医療審査会やその事務を担う精神保健福祉センターは、県と指定都市に必置とされており、これらの設置ができなければ権限移譲ができない状況となっている。 現在、県保健所や政令市保健所においても、区域外の指定病院への措置入院等の広域的な対応は行っており、中核市等の一定の規模の要件を具備し、体制が整備されている保健所政令市・設置市においても、同様に広域的な対応は可能と考えられる。 なお、本件は、県から個別市町村へ権限移譲すべきものではなく、全国の保健所設置市へ統一して要件緩和すべきものである。</p>		広島県	34 広島県	厚生労働省

1082130	児童福祉施設等における施設設置基準の最低基準の見直し	<p>児童福祉施設，保育所の調理室の設置基準を廃止し，設置管理者の裁量により設置できるよう制度の見直しを行うこと。</p> <p>また，必置規制の撤廃が当面困難であるとしても，まず，「公立保育所における給食の外部搬入容認事業」の全国化及び私立保育所も外部搬入容認事業の対象とするなどの規制緩和を実施すべきと考える。</p>	<p>【実施内容】 児童福祉施設，保育所の調理室の設置基準が廃止されることにより，地域の実情に応じた対応が可能となる。</p> <p>【提案理由】 保育所については，児童福祉施設として児童にとっては，家庭の代替，生活の場であり，食育等の重要性，そのための調理室の必要性は一般的には理解できるが，各地域の実情に応じた対応が可能となるように規制を緩和すべである。</p> <p>なお，国においては，認定こども園制度が導入されるなど，地域の実情に応じた適切な対応が求められてきているが，こうした地方の実情に応じた柔軟な制度は他の施設においても求められている。</p> <p>また，給食の外部搬入容認事業が公立保育所では認められているが，私立保育所においても一人ひとりの子どもの状況に応じた決め細やかな対応の確保は可能であり，私立保育所も含めた全国的な規制緩和が必要と考える。</p>		広島県	34 広島県	厚生労働省
1082210	中小企業労働者確保法における改善計画認定事務の民間開放	<p>中小企業労働者確保法において県知事が行う改善計画の認定について，知事が独立行政法人雇用・能力開発機構を認定計画の審査機関に指定し，機構において改善計画の認定事務を助成金の交付事務と一体的に行うことができるよう，制度の見直しを図ること。</p>	<p>【実施内容】 独立行政法人雇用・能力開発機構において改善計画の認定事務を助成金の交付事務と一体的に行うことで，行政サービスの向上と事務の効率化を図ることができる。</p> <p>なお，指定検査機関に対して，あらかじめ県の改善計画の認定基準を明示することにより，自治事務としての県の政策との整合性を確保することが可能である。</p> <p>【提案理由】 中小労働法に基づく改善計画の認定事務は，都道府県の自治事務であるが，県外に主たる事務所（雇用管理を所管する事務所）がある企業が県内で改善事業を実施しようとする場合には，主たる事務所の所在する都道府県が認定事務を行っているように，改善計画の認定基準は画一的である。</p> <p>また，独立行政法人雇用・能力開発機構は，改善計画に基づく支援措置のうち，その中核となる助成金の交付を一括して担当しており，かつ，各都道府県単位に支所を設置し，地域の実情にも精通している。</p> <p>改善計画の目的と助成金の交付目的はおのずと共通していることから，独立行政法人雇用・能力開発機構は，改善計画の審査能力を十分に有していると認められる。</p>		広島県	34 広島県	厚生労働省

1082220	介護労働者法における改善計画認定事務の民間開放	介護労働者法において県知事が行う改善計画の認定について、知事が介護労働安定センターを認定計画の審査機関に指定し、同センターにおいて改善計画の認定事務を助成金の交付事務と一体的に行うことができるよう、制度の見直しを図ること。	<p>【実施内容】 介護労働安定センターにおいて改善計画の認定事務を助成金の交付事務と一体的に行うことで、行政サービスの向上と事務の効率化を図ることができる。 なお、指定検査機関に対して、あらかじめ県の改善計画の認定基準を明示することにより、自治事務としての県の政策との整合性を確保することが可能である。</p> <p>【提案理由】 介護労働者法に基づく改善計画の認定事務は、都道府県の自治事務であるが、県外に主たる事務所がある企業が県内で改善事業を実施しようとする場合には、主たる事務所の所在する都道府県が認定事務を行っているように、改善計画の認定基準は画一的である。 また、介護労働安定センターは、改善計画に基づく支援措置のうち、その中核となる助成金の交付を一括して担当しており、かつ、各都道府県単位に支所を設置し、地域の実情にも精通している。 改善計画の目的と助成金の交付目的は自ずと共通していることから、介護労働安定センターは、改善計画の審査能力を十分に有していると認められる。</p>	広島県	34 広島県	厚生労働省
1156010	住民基本台帳事務のアウトソーシングの推進	<p>1 公共サービス改革法に基づく住民基本台帳法の証明事務（戸籍の附票を含む）について、公権力の行使となる交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託可能としていただきたい。</p> <p>2 公共サービス改革法34条において、戸籍の附票の発行については代理人等の申請を認めていないが、疎明資料の確認により受付可能としていただきたい。</p> <p>3 上記1と同様に、住民基本台帳法の届出事務についても、受理・不受理の判断を除き委託可能としていただきたい。</p> <p>4 事務の委託にあたっては、契約類型として指揮命令権のある派遣契約を認めていただきたい。</p> <p>5 派遣契約の場合、特定業務以外は年数制限があるが、本件特区に限り規制を緩和願いたい。</p>	<p>【実施内容】 足立区には、17の地区に住民基本台帳・印鑑登録・国民健康保険等に関する事務及び各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所や主管課における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員にその他の一連の事務を委託することにより、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡大や休日開庁の拡充に努め区民のニーズに応えていく。</p> <p>【提案理由】 区民事務所の業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条例を定め準備を進めていたが、端末操作及び6業務以外について関係省庁との調整が必要なこと及び6業務についても「受付」と「引渡し」のみの委託では事務が寸断され、委託のメリットが活かされないため実施を見送った。 今回の提案では、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し官民協働で行政改革を図ると同時に区民サービスの拡充を図るものである。 代理人等の申請については、代理人等のみ受付を別にするのは困難であるため要望するものである。派遣契約については、当該事務について受託者側にノウハウがないため、区職員による指揮命令が必要なこと及び官民協働型の公共サービス改革を円滑に行うために採用するものである。</p> <p>【代替措置】 証明発行や届出の際の入力事務については、申請者一件処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に際してはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。なお、本件特区においては、住基ネットの取り扱いが委託対象としない。</p>	足立区	13 東京都	総務省 厚生労働省 内閣府

1156030	印鑑登録事務のアウトソーシングの推進	<p>1 公共サービス改革法に基づく印鑑登録の証明事務について、公権力の行使となる交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託可能としていただきたい。</p> <p>2 同法34条において、印鑑登録証明書発行については代理人等の申請を認めていないが、印鑑登録証の持参により受付可能としていただきたい。</p> <p>3 上記1と同様に、印鑑登録事務についても、受理・不受理の判断を除き委託可能としていただきたい。</p> <p>4 事務の委託にあたっては、契約類型として指揮命令権のある派遣契約を認めていただきたい。</p> <p>5 派遣契約の場合、特定業務以外は年数制限があるが、本件特区に限り規制を緩和願いたい。</p>	<p>【実施内容】 足立区には、17の地区に住民基本台帳・印鑑登録・国民健康保険等に関する事務及び各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所や主管課における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員にその他一連の事務を委託することにより、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡大や休日開庁の拡充に努め区民のニーズに応えていく。</p> <p>【提案理由】 区民事務所の業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条例を定め準備を進めていたが、端末操作及び6業務以外について関係省庁との調整が必要なこと及び6業務についても「受付」と「引渡し」のみの委託では事務が寸断され、委託のメリットが活かされないため実施を見送った。</p> <p>今回の提案では、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し官民協働で行政改革を図ると同時に区民サービスの拡充を図るものである。</p> <p>代理人等の申請については、代理人等のみ受付を別にするのは困難であるため要望するものである。派遣契約については、当該事務について受託者側にノウハウがないため、区職員による指揮命令が必要なこと及び官民協働型の公共サービス改革を円滑に行うために採用するものである。</p> <p>【代替措置】 証明発行や登録の際の入力事務については、申請者一件処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に際してはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。</p>	足立区	13 東京都	総務省 厚生労働省 内閣府
1156040	税証明事務等のアウトソーシングの推進	<p>1 公共サービス改革法に基づく税証明事務について、公権力の行使となる交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託可能としていただきたい。</p> <p>2 上記1と同様に、税関係の申告書受付（住民税申告・原動機付自転車等廃車申告）及び臨時運行（仮ナンバー）許可についても、受理・不受理及び許可・不許可の判断を除き委託可能としていただきたい。</p> <p>3 事務の委託にあたっては、契約類型として指揮命令権のある派遣契約を認めていただきたい。</p> <p>4 派遣契約の場合、特定業務以外は年数制限があるが、本件特区に限り規制を緩和願いたい。</p>	<p>【実施内容】 足立区には、17の地区に住民基本台帳・印鑑登録・国民健康保険等に関する事務及び各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所や主管課における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員にその他一連の事務を委託することにより、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡大や休日開庁の拡充に努め区民のニーズに応えていく。</p> <p>【提案理由】 区民事務所の業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条例を定め準備を進めていたが、端末操作及び6業務以外について関係省庁との調整が必要なこと及び6業務についても「受付」と「引渡し」のみの委託では事務が寸断され、委託のメリットが活かされないため実施を見送った。</p> <p>今回の提案では、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し官民協働で行政改革を図ると同時に区民サービスの拡充を図るものである。</p> <p>派遣契約については、当該事務について受託者側にノウハウがないため、区職員による指揮命令が必要なこと及び官民協働型の公共サービス改革を円滑に行うために採用するものである。</p> <p>【代替措置】 証明発行や届出の際の入力事務については、申請者一件処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に際してはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。</p>	足立区	13 東京都	総務省 厚生労働省 国土交通省 内閣府

1156050	国民健康保険の資格取得・喪失関係業務及び被保険者証等の交付業務のアウトソーシングの推進	<p>1 国民健康保険事務の被保険者証等の交付業務について、公権力の行使となる被保険者証等の交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託可能としていただきたい。</p> <p>2 上記1と同様に、国民健康保険事務の資格関係事務についても、届出の受理・不受理の判断を除き委託可能としていただきたい。</p> <p>3 事務の委託にあたり派遣契約を締結する場合、特定業務以外は年数制限があるが、本件特区に限り規制を緩和願いたい。</p>	<p>【実施内容】 足立区には、17の地区に国民健康保険事務のほか、住民基本台帳に関する事務や各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所や主管課における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員にその他の一連の事務を委託することにより、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡大や休日開庁の拡充に努め区民のニーズに応えていく。</p> <p>【提案理由】 区民事務所の業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条例を定め準備を進めていたが、端末操作及び6業務以外について関係省庁との調整が必要なこと及び6業務についても「受付」と「引渡し」のみの委託では事務が寸断され、委託のメリットが活かされないため実施を見送った。</p> <p>今回の提案は、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し、官民協働による行政改革と区民サービスの拡充を図るものである。</p> <p>【代替措置】 被保険者証等の発行や届出の際の入力事務については、申請者一件処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に際してはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。</p>	足立区	13 東京都	厚生労働省 内閣府
1156060	老人保健法の医療受給者証交付関係業務及び転出時の負担区分等証明書交付関係業務のアウトソーシングの推進	<p>1 老人保健法の医療受給者証の交付関係業務について、公権力の行使となる受給者証等の交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託可能としていただきたい。</p> <p>2 上記1と同様に、転出時の負担区分等証明書関係事務についても、届出の受理・不受理の判断を除き委託可能としていただきたい。</p> <p>3 事務の委託にあたり派遣契約を締結する場合、特定業務以外は年数制限があるが、本件特区に限り規制を緩和願いたい。</p> <p>4 なお、平成20年4月から開始される後期高齢者医療制度においても、同様の取り扱いとされたい。</p>	<p>【実施内容】 足立区には、17の地区に老人保健事務のほか、住民基本台帳に関する事務や各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所や主管課における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員にその他の一連の事務を委託することにより、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡大や休日開庁の拡充に努め区民のニーズに応えていく。</p> <p>【提案理由】 区民事務所の業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条例を定め準備を進めていたが、端末操作及び6業務以外について関係省庁との調整が必要なこと及び6業務についても「受付」と「引渡し」のみの委託では事務が寸断され、委託のメリットが活かされないため実施を見送った。</p> <p>今回の提案は、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し、官民協働による行政改革と区民サービスの拡充を図るものである。</p> <p>【代替措置】 被保険者証等の発行や届出の際の入力事務については、申請者一件処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に際してはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。</p>	足立区	13 東京都	厚生労働省 内閣府

1156070	介護保険受給資格証明書の交付業務のアウトソーシングの推進	<p>1 介護保険事務の受給資格証明書の交付業務について、公権力の行使となる交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託可能としていただきたい。</p> <p>2 事務の委託にあたり派遣契約を締結する場合、特定業務以外は年数制限があるが、本件特区に限り規制を緩和願いたい。</p>	<p>【実施内容】 足立区には、17の地区に介護保険事務のほか、住民基本台帳に関する事務や各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員にその他の一連の事務を委託することにより、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡大や休日開庁の拡充に努め区民のニーズに応えていく。</p> <p>【提案理由】 区民事務所の業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条例を定め準備を進めていたが、端末操作及び6業務以外について関係省庁との調整が必要なこと及び6業務についても「受付」と「引渡し」のみの委託では事務が寸断され、委託のメリットが活かされないため実施を見送った。</p> <p>今回の提案は、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し、官民協働による行政改革と区民サービスの拡充を図るものである。</p> <p>【代替措置】 届出の際の入力事務や、受給資格証明書の発行については、申請者一件処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に際してはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。</p>	足立区	13 東京都	厚生労働省 内閣府
1156020	戸籍事務及び外国人登録事務のアウトソーシングの推進	<p>1 公共サービス改革法に基づく戸籍及び外国人登録の証明事務について、公権力の行使となる交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託可能としていただきたい。</p> <p>2 同法34条において、戸籍証明については代理人等の申請を認めていないが、疎明資料の確認により受付可能としていただきたい。</p> <p>3 上記1と同様に、戸籍及び外国人登録に係る届出事務についても、受理・不受理の判断を除き委託可能としていただきたい。</p> <p>4 事務の委託にあたっては、契約類型として指揮命令権のある派遣契約を認めていただきたい。</p> <p>5 派遣契約の場合、特定業務以外は年数制限があるが、本件特区に限り規制を緩和願いたい。</p>	<p>【実施内容】 足立区には、17の地区に住民基本台帳・印鑑登録・国民健康保険等に関する事務及び各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所や主管課における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員にその他の一連の事務を委託することにより、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡大や休日開庁の拡充に努め区民のニーズに応えていく。</p> <p>【提案理由】 区民事務所の業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条例を定め準備を進めていたが、端末操作及び6業務以外について関係省庁との調整が必要なこと及び6業務についても「受付」と「引渡し」のみの委託では事務が寸断され、委託のメリットが活かされないため実施を見送った。</p> <p>今回の提案では、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し官民協働で行政改革を図ると同時に区民サービスの拡充を図るものである。</p> <p>代理人等の申請については、代理人等のみ受付を別にすることは困難であるため要望するものである。派遣契約については、当該事務について受託者側にノウハウがないため、区職員による指揮命令が必要なこと及び官民協働型の公共サービス改革を円滑に行うために採用するものである。</p> <p>【代替措置】 証明発行や届出の際の入力事務については、申請者一件処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に際してはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。</p>	足立区	13 東京都	法務省 厚生労働省 内閣府

1004010	あん摩マッサージ指圧師等の養成施設設置に係る要件緩和。	<p>養成施設設置規制は、視覚障害者の生活権確保の観点から、事実上晴眼者による新たな養成施設の開設を否認する状況にある。「新設養成施設での視覚障害者の一定の雇用義務」によって、視覚障害者の生計維持を担保することを条件に、「関係団体の意見書」等新たな養成施設の施設設置規制を緩和頂き、晴眼者による新たな養成施設の開設を承認する。</p>	<p>プロジェクトの想定地域：静岡県 事業内容：身体的発達途上の子供達には適切な能力を持つ指導者が必要であり、従来の要治療者とは異なる場面であるあん摩マッサージ指圧師の能力が期待されていることから、社会的需要に応じるため、新たな養成施設を開設する。 経済的社会的効果：スポーツ障害の発生を画期的に減少させることができる社会的効果を期待でき、特徴と根拠あるスポーツ振興が期待できる。相乗効果として、様々なプロチームの誕生により、スポーツをソフトとし、地方が活性化し、税収が増加する経済的効果と、新たな雇用による社会的効果が期待される。 提案理由：人々に活気を与えるスポーツ振興は、「げんきなまちづくり」には必要不可欠な要素である一方、スポーツの盛んな地域では、過度な練習・事故などによるスポーツ障害も多く、結果的に本来の趣旨からすると本末転倒な事態となることも多い。 特に、幼少期からのスポーツ選手育成においてはこれらの障害は心と体の発達を阻害する危険があることから、医療的担保能力のある資格者の指導者が待ち望まれているが、最も相応しい資格者である、あん摩マッサージ指圧士がスポーツ分野で不足している。 代替措置：あはき法第19条については視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の生計の維持が著しく困難にならないようにするために規定されたものであるため、一定数の視覚障害者を雇用することを条件に付すことで根本思想は維持しつつ、規制を緩和できる。</p>	個人	22 静岡県	厚生労働省
1058010	あん摩マッサージ指圧師養成施設の認定要件の緩和	<p>あん摩マッサージ指圧師養成施設を開設しようとする場合、次の条件が付されているので、(2)に定める関係団体の意見書を添付する認定要件を緩和したい。 (1) 養成施設を設置しようとする者から設置計画書の提出があった場合、知事はその内容を審査し、養成施設の設置に関する意見書を付して進達することとされている。 (2) 社団法人全日本鍼灸マッサージ師会、社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会及び社会福祉法人日本盲人会連合会に係る都道府県段階の組織及び知事が必要と認める団体並びに盲学校の意見書を添えて進達する。</p>	<p>(具体的事実の実施内容：別様あり)「治療のできるスポーツトレーナー」を目指す者のあん摩マッサージ指圧師養成施設を開設できるようにしたい。 (提案理由：別様あり) 長野市の施設がナショナルトレーニングセンターの強化拠点に指定され、競技者サポート体制の充実が求められている。長野マラソンなどの競技会に参加する住民が増え、北信越ベースボールチャレンジリーグが立上げされるなどプロを目指す競技人口も増加している。 スポーツ選手・愛好家などが、施術所に通ったり、大会や練習時にトレーナー等からあん摩マッサージ指圧を受ける機会が増えている。県内各競技団体からもあん摩マッサージ指圧師の資格を持つトレーナーの支援を求められている。 長野県では高齢者が増加すると見込まれており、かつ、介護する者のケアからあん摩マッサージ指圧の施術を求める人が増えている。 有資格者の人口10万人対比率が長野県では全国平均(約76人)よりもほぼ10人少ない。加えて、視覚障害者の有資格者の人口10万人対比率は、長野県では平成6年が約30人(全国平均約26人)16年が約15人(全国平均約20人)である。さらに、長野県の盲学校に学ぶ児童生徒数は減少している。 視覚障害者の有資格者の高齢化と晴眼者の養成施設の開設に係る制約が、施術業に従事する有資格者の増加が見込めず、結果として、無免許者の類似施術の増加につながり、視覚障害者の有資格者の生業を脅かす原因となっている。 現状だと有資格者の増加が見込めず需要が満たされない。結果、業界の縮小につながり、視覚障害者の有資格者の生業を脅かす恐れがある。</p>	個人	20 長野県	厚生労働省

1121010	鍼灸医療の療養費取り扱いに関する規制緩和及び昭和25年1月19日厚生省保発4号を始めとする鍼灸医療の健康保険医療市場からの独占禁止法違反と思われる排除通知の完全撤廃	<p>要望1) はり治療、きゅう治療の療養費支給申請にかかわる医師の同意書又は診断書の添付撤廃。</p> <p>要望2) 2疾患以上ある場合でも取り扱いは1疾患しかできないとされる鍼灸治療の適応疾患数規制の撤廃。</p> <p>要望3) 鍼灸治療開始から3ヶ月を経過後の医師の口頭または書面による再同意の撤廃。</p> <p>要望4) 医師の療養の給付と鍼灸療養費の併給の解禁。</p> <p>要望5) その他、鍼灸施術に対する健康保険医療市場からの不当な排除命令書(通知通達)による、はり師免許、きゅう師免許種類隔離政策の完全撤廃。</p>	<p>健康保険の鍼灸治療は1傷病につき鍼灸2術電気併用で初回2,710円、2回目以降1,520円です。患者負担は2回目以降の場合、1割152円、2割304円、3割456円です。傷病数が増えても大変に安価です。また、宮崎県内には昭和39年から国民健康保険被保険者を対象とした鍼灸の補助制度があります。この制度では同意書の規制が緩和され、慢性の痛み等に対して力を発揮してきました。この治療を規制緩和の基に国保被保険者ととどまらず広げる事で社会性のある事業を実現できます。</p> <p>鍼灸療養費に必要な医師の同意書・診断書は、施術に必要なものではなく、保険者が療養費を支給するために必要な科学的根拠を補完するための確認書です。従って、発生原因が明確で、治療と疲労回復の境界が明確となる科学的根拠を備えた理論及び施術方法の確立により置き代えることができます。</p> <p>特に、厚生労働省主導により行われた東京大学医学部リウマチ・アレルギー内科、東京女子医科大東洋医学研究所、埼玉医科大東洋医学科、岐阜大学医学部東洋医学講座の大学病院である4施設による共同研究の結果は重視されてしかるべきであり健保被保険者等に研究補助金を還元すべきです。これは保険者の求めるEBMであり、この施術方法は科学的補完的確認書を超える科学的根拠となります。</p> <p>昭和25年厚生省保発4号が発出される直前まで鍼灸療養費制度における今日のような規制は無く、順調に鍼灸保険取り扱いが進んでいたのですが、この通知により、鍼灸業界は保険医療市場からほぼ完全に排除されました。このような理由なき突然の通知により鍼灸の正常な発展は出来なくなったのです。</p>		社団法人 宮崎県鍼灸マッサージ師会	45 宮崎県	厚生労働省
1142010	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律等広告制限の緩和	<p>医療法の改正により、患者等に正確な情報を提供し、その選択を支援する観点から、広告規制が大幅に緩和され、客観性・正確性を確保し得る事項については、広告事項としてできる限り幅広く認められることとなった。</p> <p>例えば、医療従事者の年齢、性別、役職、略歴(生年月日、出身校、学位、免許取得日、勤務した医療機関の期間等)、医療従事者の専門性に関する認定を受けた旨等についても広告可能となった。</p> <p>そこで、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律等においても医療法と同じ観点から、厚生労働省の医療広告ガイドラインに準じた広告制限の緩和を行う。</p>	<p>厚生労働省の医療広告ガイドラインに準じて、施術者の年齢、性別、役職、略歴等についても広告可能とすることで、無資格者による医療類似行為者との差別化を図り、被施術者に正確な情報が提供され、適切な選択が図られるよう支援する。</p> <p>提案理由： 医療法の改正により、患者等に正確な情報が提供されその選択を支援する観点から、広告規制が大幅に緩和され、客観性・正確性を確保し得る事項(例えば、医療従事者の年齢、性別、役職、略歴、医療従事者の専門性に関する認定を受けた旨等)については、広告可能となった。</p> <p>前回の提案では、厚生労働省は法律で広告し得るとしている事項以外については、事実である事項においても客観的評価が困難な場合があり、被施術者に適正な選択が歪められるとの回答であったが、今回の医療法の改正では、医療従事者の経歴等は客観性を確保し得る事項とされたことから、施術者の客観的事実を証明できる事項(年齢、性別、役職、略歴、専門性に関する認定を受けた旨等)についても広告規制の緩和をされたい。</p> <p>また無資格者による「クイックマッサージ等」の医療類似行為に係る誇大広告等については、法的な規制がなく社会的な問題が生じており、有資格者における客観的事実である情報を提供できないことは、被施術者の利用者保護のために、公平性を欠くものと考えます。</p> <p>今回の医療法改正で広告規制の大幅な緩和がなされたことを踏まえ、被施術者に正確な情報が提供され、その選択を支援するため、再度提案したい。</p>	大阪府	27 大阪府	厚生労働省	

1055080	育児休暇期間の延長	現行法で1年6ヶ月までとされている育児休暇期間を3年までとし、育児と就労の両立支援を行う。	<p>提案理由：育児休業期間の最長期間を3年まで延長する事により育児保育の福祉増進をめざすと共に、育児期間を終えたものの社会復帰を支援する。現行法上は就業規則に盛り込むことにより民間でも3年まで取得する事は可能だが、実際に3年までと定めている例は少ない。実際の意見としては、1年間育児休暇を取得し復帰したい人、3年までとりたい人など多様な考えを持った人がいる。その中で、3年まで取得できれば、退職しなくても良かったという意見がある。現状の育児支援の状況では、保育施設の不足、また、保育費用が経済的な負担になるなど、育児負担から女性の就業が狭められている状況である。国民生活白書にも、就職を希望しているが就職していない潜在的挑戦者の割合は、末子年齢別に3歳未満では30%。また就業を希望しながら求職していない理由については、「家事・育児や通学などのため仕事が続けられそうにない」と回答した女性が末子年齢3歳未満の既婚者で75.6%という結果がある（国家公務員は3年まで法律上取得可能）。3年まで規制緩和することにより、「保育所に頼らず、自分で育児し仕事に復帰する」「育児の為、退職を余儀なくされた人も退職することなく仕事を続けられる」など育児方法の多様性を保障する事により、より女性が働きやすい環境を整備したいと考えます。</p> <p>代替措置：育児休業期間を1年6ヶ月から3年までとし、安心して育児に取り組めるようにする。また、会社への復帰についても企業に対しても仕事への復帰に際しての支援プログラムの策定を義務づける。また取得の方法も継続して取得するのではなく、会社側と相談して分割して取得するなど柔軟性を持たせる等</p>		(株)パソナシャドー キャビネット	13 東京都	厚生労働省
1038080	「保幼育士」（仮称）の創設と資格認定試験の一元化	「認定子ども園」における児童の保育・養育に携わる要員として、新しい国家資格「保幼育士（仮称）」を新設し、同資格の認定試験を一元化する。	<p>幼保一元化の流れ、とりわけ「認定子ども園」のスタートに伴い、教育中心の幼稚園教員と保育中心の保育士の役割を効果的に融合して遂行できる新しい人材「保幼育士」が望まれる。認定試験は、新「保幼育士」に相応しいものとするため現行の幼稚園教員認定試験及び保育士資格認定試験並びに小論文とし、知識偏重にならないように努め、全人間的な魅力・コミュニケーション能力を把握するために小論文を課する。受験者の便宜を図るため、認定試験は同日同会場での、1回限りの試験とする。「認定子ども園」の成果は父兄に好評ですが、サービス提供側の便宜向上に課題があります。</p>		社団法人日本ニュー ビジネス協議会連 合会	13 東京都	文部科学省 厚生労働省

1081030	保育士養成の授業等開設方法の緩和	指定保育士養成専修学校に通信教育課程を設置し、その授業方法により「保育士資格」を通信教育で、取得可能とする。	<p>指定保育士養成専修学校において通信教育でも保育士資格を取得できるように授業方法及び教育機会を弾力化多様化することを目的とする。</p> <p>提案理由：通学教育による保育士養成は、大学、短期大学及び専修学校で認められているが、通信教育での養成は、大学又は短期大学でのみ可能である。指定保育士養成専修学校が通信教育課程を設置し、保育士養成を行うことができない理由はないと考える。</p> <p>教育指導措置：対象となる指定保育士養成施設が通信教育により資格取得する場合、指定保育士養成施設指定基準の通信教育部と同様の措置を取ることで、教育の質を担保する。また、専修学校においても自己点検評価及び第三者評価を求め、その指定基準の遵守義務を果たす。</p>	資格取得プロセス統一プロジェクト (専修学校通信教育課程で保育士の養成可能に)	学校法人新潟福祉医療学園新潟福祉医療専門学校	15 新潟県	文部科学省 厚生労働省
1055040	時間勤務保育士の定数の拡大	短時間勤務保育士の受け入れ可能枠は保育士定数の2割以内とされているが、受け入れ枠を増やし、3 - 4割まで可能とする。	保育士は現状の雇用形態の場合2 - 3年で辞めてしまうケースが多く、一旦仕事をやめ、家庭に入ってしまうと復帰することが難しいという現状がある。時間外保育や休日保育の拡大により常勤保育士の拘束時間が長くなっているのが定着しない理由の一つである。短時間勤務の保育士枠を増やし、柔軟な勤務形態をとることで保育士の稼働数が増え、待機児童の削減や時間外保育枠の拡大が可能となる。また正規保育士への過剰労働の削減にもつながる。	(株)パソナシャドーキャビネット		13 東京都	厚生労働省

1055090	保育所への入所選考について、シングルマザーへの対応についての所轄官庁の公式見解について。	現行法では「当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる」とあるが、市町村による選考課程において、「シングルマザーへ配慮した選考を求める」といった通知を、所轄官庁に求めたいと考えます。	提案理由：公設の保育所については、私設のものに比べて、その保育費用が安価であるのに対し、私設のものは場合によっては高額で、その保育費用にもかなりの差がある。 シングルマザーとして働く女性も増えてきており、保育施設を充実させることが今後女性就労を促進する上で非常に重要となっています。 具体的措置：現状の入所選考について各市町村ごとに異なりますが、「シングルマザーへ配慮した選考を求める」といった通知を、所轄官庁に求めたいと考えます。		(株)パソナシャドー キャビネット	13 東京都	厚生労働省
1124050	保育所入所要件の撤廃	特別の事情（待機児童がない地域、地域の保育所が「認定こども園」の認定を受けることが困難等）のある地域において、保護者の就労の有無等に関係なく、保育所へ入所することが可能となるよう、保育所入所要件（保育の実施基準）を撤廃する。	保育所への入所要件は、保護者が就労、疾病等で十分な保育が受けられない0歳から小学校入学前の乳幼児ということになっている。 一方、核家族化や地域のコミュニケーションの希薄化などにより、近年は、専業主婦家庭における育児不安や悩み等が増大しており、児童虐待などにつながる恐れがあるなどの保育を必要とする乳幼児は、現行の制度では対応できない状況である。 また、非正規雇用者の増加やリストラ等による離職も多く見られる現在、親の就労状況の変化により、保育所に通えなくなることで、児童の健全な幼児教育・保育環境が確保されない状況となる。 なお、認定こども園制度では、認可保育所・認可幼稚園以外の部分は、国制度の助成の対象とならないことから、その普及にも限界があると考えられる。 このため、全ての就学前児童が保育所を利用できるよう入所要件（保育の実施基準）の撤廃を行う必要がある。		兵庫県	28 兵庫県	厚生労働省

1196010	私立保育所における給食の外部搬入の容認	公立保育所における給食の外部搬入については、民間保育所も同様に緩和を求める。	就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び、幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針により、幼稚園、保育園園児が共に交流できるようになったが、給食についてのみ、交流することが困難となる。直営の施設で調理したものについては、外部搬入できるよう容認してもらう。		東員町	24 三重県	厚生労働省
1124010	国庫補助を受けて設置した幼稚園、保育所を認定こども園として利用する場合の目的外使用承認手続きの適用除外	国庫補助を受けて設置した幼稚園、保育所が認定こども園として認定を受ける場合、国の転用等の承認手続きを不要とする	国庫補助を受けて設置した幼稚園、保育所が認定こども園として認定を受ける場合、転用等にかかる財産処分の目的外使用の承認が必要とされているが、認定こども園として利用している間については、「幼稚園教育要領」や「保育所指針」に基づき、教育、保育を一体的に提供する施設であることから、新たに認可を受ける施設や付加する機能（認可外保育施設）への転用等にかかる財産処分の目的外使用の承認を要しないこととするべきである。		兵庫県	28 兵庫県	文部科学省 厚生労働省

1148090	人材派遣事業を活用した専門的な職員の採用	人材派遣会社等より人材の派遣を受け、臨時職員、嘱託員、任期付一般職員等として任用する。	市町村がある専門分野に係る事務で人材を確保する必要が生じた時、市町村が独自に一定の専門知識を有した人材を確保しようとしても、短時間で確保するのは困難である。このようなケースでは、便宜上、事務を委託する方式を採っている例も見られるが、法令上、委託可能な事務が制限されるほか、指揮命令系統上の不都合が生じるなどの問題がある。 そこで、民間の人材派遣会社等より人材の派遣を受け、事務の内容により任期付一般職員、臨時職員、嘱託等として任用できることとしたい。なお、この場合市町村は、人材派遣会社に対し対価を支払う。この制度により、市町村には、効率的、効果的に人材を確保、活用できる道が用意され、また期間を区切ったプロジェクト事業などにおいても有効な人材確保が可能となる。		草加市	11 埼玉県	総務省 厚生労働省
1051090	自治体版PEO（共同雇用職員制度）の導入	第一任用主（自治体）が指揮命令権及び人事権を行使し、第二雇用主（民間企業）が雇用管理及び福利厚生を実施する仕組みを導入する。 これにより、指揮監督系統を確保したうえ、人事管理を民間に委ね、自治体が徐々に組織のスリム化を図れるようにすべきである。 なお、労働者派遣と類似する部分があるが、本制度では期間制限を設けないものとすべきである。	自治体においては、業務の適切な管理運営のため、外部人材資源を活用する場合でも指揮命令権を直接行使したいというニーズが強く存在する。他方、給与計算や福利厚生事務などはまさに外部委託を実施すべき業務に他ならない。こうした点を考えると、自治体においてはPEOへの潜在的ニーズが高いものと思われる。 現行の地方公務員制度・労働法制度はかかる共同雇用制度を想定していないと思われるが、新しい公共を創出するためのツールとして、地方公共団体に関する法特例措置として検討すべきである。		個人	13 東京都	総務省 厚生労働省

3003090	自治体版PEO(共同雇用職員制度)の導入	<p>第一任用主(自治体)が指揮命令権及び人事権を行使し、第二雇用主(民間企業)が雇用管理及び福利厚生を実施する仕組みを導入する。</p> <p>これにより、指揮監督システムを確保したうえ、人事管理を民間に委ね、自治体が徐々に組織のスリム化を図れるようにすべきである。なお、労働者派遣と類似する部分があるが、本制度では期間制限を設けないものとするべきである。</p>	<p>自治体においては、業務の適切な管理運営のため、外部人材資源を活用する場合でも指揮命令権を直接行使したいというニーズが強く存在する。他方、給与計算や福利厚生事務などはまさに外部委託を実施すべき業務に他ならない。こうした点を考えると、自治体においてはPEOへの潜在的ニーズが高いものと思われる。</p> <p>現行の地方公務員制度・労働法制度はかかる共同雇用制度を想定していないと思われるが、新しい公共を創出するためのツールとして、地方公共団体に関する法特例措置として検討すべきである。</p>		市場化テスト推進協議会	13 東京都	総務省 厚生労働省
1054010	ALT派遣に係るクーリング期間の短縮	<p>ALT派遣に限って、厚生労働省告示で定める3ヶ月超の派遣停止期間(クーリング期間)を、1ヶ月程度に短縮する。</p>	<p>「人材都市ぎふ」を標榜する岐阜市では、英語授業における教師の助手としてALTを活用し、国際化社会を担う生徒の育成をめざしている。具体的には、民間事業者から派遣を受け、市内全22の中学校に1名ずつALTを配置し、労働省告示による派遣のクーリング期間を1ヶ月程度に短縮することで、通年で継続的にチームティーチング(T-T)を実施し、子供たちの英語能力向上をめざす。</p> <p>【提案理由】 生徒の英語能力を効率的に伸ばすため本市では派遣により年間を通じた継続的なALT活用を検討しているが、現状では労働者派遣法および厚生労働省告示により、3ヶ月超のクーリング期間を設けなければ継続的なALT活用ができない。</p> <p>しかし3ヶ月超の空白期間は生徒の英語能力向上において多大な損失となり、さらにALTにおいても雇用が数ヶ月にわたり途切れ、経済的な不利益を生じることとなる。よって、クーリング期間を1ヶ月程度に短縮することで派遣での通年かつ継続的なALT活用が実現され、生徒の英語能力向上とALTのニーズに合わせた雇用確保が期待できる。なお、直接雇用によるALT活用についてはALTの大半が2～3年で帰国し長期雇用を望んでおらず、その確保や管理等効率的な事業実施のためには直接雇用は適当でないと考えられ、また請負によるALTの活用については学校がALTに対し直接指示・命令ができず、T-Tに支障が生じることが考えられ、両方法とも本市では予定していない。</p> <p>【代替措置】 一般の派遣労働者と異なる事情を持つALTを対象を限定することで、労働者派遣法の目的である「派遣労働者の雇用の安定」等については適正に確保されると考える。</p>	岐阜市	21 岐阜県	厚生労働省	

1055010	若年層の就労促進とスキルアップを目的とした自由化職種の派遣期間制限の撤廃	<p>若年層の就労促進やキャリアアップを目的とした取り組みを実施する場合の阻害要因となっている派遣期間の制限について、原則として自由化職種の期間制限の撤廃を要望しますが、特に若年層の就労対策を強化するため、対象年齢を限定（特に就職氷河期世代）する形で派遣期間の制限撤廃（もしくは、対象年齢層に対しての個人契約別期間制限の導入）の早期改正を求めます。</p> <p>H14年の派遣法改正で45歳以上の労働者の派遣期間が1年 3年の例のように</p>	<p>経済の回復に伴い、日本で正社員としての労働者数が増えてきています。新規採用についても就職率が大きくアップしており、フリーターと呼ばれる数も187万人と昨年と比べ14万人減となりました。しかし、03年まで続いた就職氷河期に大学を卒業した若年層には、決して追い風にはならず、このような状況が本人達にとってはストレスです。このような若年層の労働希望者が望むのは、本人がやりたい仕事が適切な就労条件で働ける環境であり、必ずしも正社員雇用を望む人ばかりではないといえます。一方、企業の採用も同様に優秀な人材の確保は必要と考えるものの、正社員の採用だけでなく、様々な雇用形態で優秀な人材の獲得をしたいと考えております。現状の派遣期間の制限があれば、採用枠が発生した場合に現行の法規制により派遣の選択肢がない状況が発生し、これらの若年層の雇用機会が失われていると考えられます。この制度により、派遣期間の制限がなくなれば、採用枠に対し派遣雇用を希望する労働者の雇用が広がると考えられます。特に若年層の就労職種として採用の可能性が高い、営業や販売といった職種において、経験の浅い若年層の雇用を派遣と言う雇用形態で採用する可能性は高くなると考えられます。また、このような雇用形態については、外国を見てもパートやアルバイトなどの正社員でない働き方は、増加している状況であります。しかし、労働形態の違いによる賃金・福利厚生等の諸条件の格差は日本特有の問題であり、これらを派遣という雇用形態で派遣会社が適切な就労条件で働ける環境作りを担うことにより、若年層が自分の目指す仕事に就ける社会の仕組みづくりを実行します。</p>		(株)パソナシャドー キャビネット	13 東京都	厚生労働省
1055070	士業派遣の解禁（過疎地限定） 士業・・・弁護士・外国法律事務弁護士・地方書士・土地家屋調査士・公認会計士・税理士・弁理士・社会保険労務士・行政書士の業務	<p>町の過疎地に限り、労働者派遣法で禁止されているいわゆる士業の派遣禁止を解禁すべきである。</p> <p>現状過疎地にて、サービスを受けられない地域に限定し派遣法により禁止されている「士業の派遣」を認める</p>	<p>現在、士業派遣は労働者派遣法で規制をされている。過疎地においては士業不足のため、住民が都市部まで移動がしいられ、満足した社会サービスを受けていない。そのため、過疎地においては士業の人材派遣をとおして、過疎地の住民が士業のサービスを受けられる機会を創出すべきである。</p>		(株)パソナシャドー キャビネット	13 東京都	金融庁 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 経済産業省

1032010	葉酸添加製品の説明等における薬事法等の規制緩和	<p>坂戸市葉酸プロジェクトの一環で開発した葉酸添加製品の健康に関する表現について、「健康づくり」、「健康を応援」、「共同開発」、「副作用はない」などを可能とする。また、プロジェクトの趣旨から、市民の1日当たりの葉酸摂取推奨量を400μgとする。</p>	<p>葉酸添加製品は、葉酸を多く含んでいる野菜を多く食べてもらう運動を、医学的、栄養学的に市民に働きかけていく葉酸プロジェクトの一環として、産・官・学で共同開発したもので、プロジェクトの趣旨を市民に理解してもらうには、葉酸添加製品の説明は必要不可欠である。</p> <p>この説明の中で、市民に趣旨を理解してもらう上で、「健康づくり」、「健康を応援」、「共同開発」ならびに「副作用はない」などの表現を使用したいが、地元保健所の担当者によっては、使用に関して薬事法第66条の運用上の指導内容が異なることもあり、市としても障害がでている。</p> <p>よって、これらの表現を行いたい、薬事法第66条の規定を根拠に「健康づくり」等の表現ができないので、この規制を緩和する特例措置を求める。</p> <p>また、厚生労働省で策定している「日本人の食事摂取基準2005年版」では、成人の葉酸摂取推奨量は240μg/日が提示されているが坂戸市葉酸プロジェクトの協力者である女子栄養大学の研究では、日本人の約15%の人は、遺伝子の関係から他の人と同じ量の葉酸を摂取しても血液中の葉酸値が低く、この人たちは240μg/日では足りないという結果となっている。しかし400μg/日の葉酸を摂取すれば、こうした人でも安全なレベルまで上げることができると報告されている。</p> <p>よって、市民の葉酸摂取推奨量を、厚生労働省の推奨基準ではなく、400μg/日として当プロジェクトを推進していけるようにしたい。</p>	坂戸市	11 埼玉県	厚生労働省
1049010	栄養士養成施設の指定基準の緩和	<p>現行法で規定されている栄養士養成施設の指定について、現行と同等の栄養士教育の質が確保されている場合には、同一学部2学科で設けた栄養士養成コース（仮称）において、栄養士養成施設としての指定を可能とする。</p> <p>また、これに伴って栄養士養成施設指導要領（平成13年9月21日健発第936号）の施設設備等に関する事項の緩和措置を可能とする。</p> <p>具体的には、給食実習室については、既存の学生食堂の活用を可能とする（HACCP対応に改造するとともに準備室等設ける）。また、道路を挟んで同一法人内の関連校（調理師養成等）があるので、その施設設備（調理実習室等）の活用を可能とする。</p>	<p>運動と栄養の両方の指導ができる栄養士、健康食品・機能性食品等の摂取を適切に指導できる栄養士を養成することにより、緊急の課題である生活習慣病予防・メタボリックシンドローム対策（健康づくり）が効果的に推進できる。</p> <p>具体的には、倉敷芸術科学大学生命科学部の健康科学科と生命科学科で従来どおり学生募集（栄養士を選択するコースがあることは募集要項に記載する）し、希望者（両学科から20名ずつを予定、多数の場合は選抜）に栄養士養成コースで単位を取得させる。つまり、教職の免許取得のように、学部（健康科学科と生命科学科が対象）が栄養士の免許を出せる指定を受けていて、栄養士免許に必要な単位を栄養士養成コースで取得させる方式を考えている。これにより、健康科学科では健康運動指導士・健康運動実践指導者と栄養士、生命科学科ではNR（Nutritional Representative：栄養情報担当者）と栄養士の資格を持った人材を養成でき、住民・勤労者の健康づくりが効果的に行える。</p> <p>提案理由 健康日本21の中間とりまとめで、「1に運動、2に食事、しっかり禁煙、最後に薬」と具体的に健康づくりの推進方法が提示された。このように、健康づくりにおいて運動と栄養は車の両輪ではあるが、栄養士で、健康運動指導士を講習で取得した人では、運動を実際にパフォーマンスしてみせるには力不足である。一方、機能性食品等は適切に摂取すれば病気の予防・健康づくりに役立つものの、栄養士で適切に指導できる人は少ない。したがって、運動と栄養または機能性食品と栄養に関する両方の学問を大学教育の中で修めた人材が必要である。そのために、栄養士養成施設の指定基準の緩和を提案する次第である。</p>	学校法人 加計学園 倉敷芸術科学大学	33 岡山県	厚生労働省

1066060	調理師免許の取得に係る相対的欠格事由の緩和	<p>特区において、特例措置510を活用して民間事業者により実施される特定刑事施設の運営等に係る事業に関連して、社会復帰促進センターに収容された受刑者であって、当該施設において調理の業務への従事等の必要な訓練等を受け、調理師試験に合格した者については、法第4条の2第2号を適用しないこととするもの。</p>	<p>喜連川社会復帰促進センター等PFI特区においては、特例措置510「特定刑事施設における収容及び処遇に関する事務の委託促進事業」を活用して、国の刑務所における収容及び処遇に関する事務の民間委託が行われることとされている。その一環として、受刑者の社会復帰に向けた調理師免許取得のための訓練等の職業訓練が民間企業によって行われる予定である。しかし、調理師免許に関して、現行制度においては、罰金以上の刑に処せられた者についてはこれを与えないことがあることとされていることから、当該施設において職業訓練を受け、調理師試験に合格したとしても調理師免許が取得できない場合がある。社会復帰促進センターは、国の刑務所のうち、犯罪傾向の進んでいない者を収容する刑務所であり、そこに収容される受刑者は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律に基づき処遇を実施することにより、健全な社会人として円滑な社会復帰を実現できる可能性が高い者の集団である。したがって、当該施設において調理師法に基づく必要な業務に従事し、調理師免許の取得が可能とすることにより受刑者の就労と円滑な社会復帰が促進されると考えられる。併せて、調理師に関する職業訓練を中心として食に関する関連産業の当該地域への集積が期待され、雇用の拡大、定住人口の増大、消費の拡大等を通じた地域経済の活性化が期待できる。</p>	社会復帰促進センターにおける業務の拡充	(株)三井物産戦略研究所	13 東京都	厚生労働省
1066070	介護員養成研修実習対象施設の拡大	<p>特区において、特例措置510を活用して民間事業者により実施される特定刑事施設の運営等に係る事業に関連して、社会復帰促進センターにおける介護員養成研修について、実習に必要な指導者の配置等の実習施設として必要な要件を備えている場合には、身体障害者等である受刑者を収容する特化ユニットを当該研修の実習施設として認める。併せて、開設からの期間及び実習指導者の当該施設における業務に従事した期間についても特段制限を設けないこととすることを認める。</p>	<p>喜連川社会復帰促進センター等PFI特区においては、特例措置510を活用して、国の刑務所における収容及び処遇に関する事務の民間委託が行われることとされており、その一環として、受刑者の社会復帰のための介護員2級課程の養成研修が行われる予定である。当該研修は厚生労働省令に基づき講義、演習及び実習によって構成され、このうち実習については、初の試みとして社会復帰促進センターに設置された身体障害者等である受刑者を収容する特化ユニットにおいて実施することが検討されている。しかし、特化ユニットは実習施設として明確に認められていないため、受刑者は実習を行うことができず、収容中に当該研修を終了することができない。社会復帰促進センターは、国の刑務所のうち、犯罪傾向の進んでいない者を収容する刑務所であり、そこに収容される受刑者は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律に基づき処遇を実施することにより、健全な社会人として円滑な社会復帰を実現できる可能性が高い者の集団である。したがって、実習に必要な指導者の配置等の実習施設として必要な要件の具備を条件に特化ユニットを実習施設として認めることにより、介護員養成研修2級課程の講義、演習及び実習が全て受刑施設内で実施可能となり、受刑者の円滑な社会復帰と就労が促進されるものと考えられる。併せて、介護員養成に関連する産業を中心として、介護、福祉等に関する関連産業の当該地域への集積が期待され、雇用の拡大、定住人口の増大、消費の拡大等を通じた地域経済の活性化が期待できる。また、介護関係の労働者の育成による介護サービスの安定的供給が可能となるものと思われる。</p>	社会復帰促進センターにおける業務の拡充	(株)三井物産戦略研究所	13 東京都	厚生労働省

1055020	特例子会社の適用の拡大。複数の会社（JV）での特例子会社の認定。	親子関係の無い企業であっても複数の企業が共同で出資し、協同組合、株式会社の形式で障害者を雇用する特例子会社を設立する。出資した割合によって実雇用率を算出し、法定雇用率に含むことができるようにする。	<p>【提案理由】 現状一般企業の多くが法定雇用率の1.8%を遵守できていない状況。特に中小企業において、障害者の雇用はインフラ、受け入れ態勢等において、雇用が難しい。 一方障害者側も就業環境、労働条件、通勤の問題で企業とのマッチングが困難なケースが目立つ。</p> <p>【内容】 複数の企業に出資をを呼びかけ、共同で特例子会社を作る。特例子会社の認定基準を緩和し、親子関係が無くても特例子会社として認定する。出資した企業に法定雇用率を案分する。出資した企業にて仕事を持ち寄り、ワークシェアリングする。</p> <p>【効果】 ノウハウの無い企業、中小企業でも、障害者を雇用しやすくなる。仕事を持ち寄り、ワークシェアリングすることにより、仕事内容の多様性が生まれる。新しい仕事生まれ、雇用が促進される。</p>		(株)パソナシャドー キャビネット	13 東京都	厚生労働省
1102010	独居高齢者の孤独死防止及び高年齢者夫婦の孤立死防止対策	孤独死への地方自治体の危機管理能力を高めるための支援措置を求める。地方自治体は、住民の生命と財産を守る義務がある。現在、全国で65歳以上の独居高齢者は、410万2千人に達し、孤独死も増加の一途を辿っている。このような社会的現象を防止するには、「おたっしゃコール」のような有効な安否確認システムが必要だ。おたっしゃコール（定時自動発信機能）の実務が理解できると危機管理能力が備わり、「地域（人的交流）再生ツール」の「おたっしゃコール」が、災害発生時に威力を発揮することを確信できる。	平成16年度の提案では、「おたっしゃコール」は高齢者の健康増進・安否確認・自立支援に有効な先駆的事業につき、実施計画書を提出するよう厚生労働省から回答があり、実施計画書を提出したが、実施主体を地方自治体に変更するよう連絡があった。枚方市・大阪市・神戸市等の他、周辺12市に提案したが、緊急通報システムをすでに導入しているため、同じようなシステムは必要ないと断られた経緯がある。12年目を迎えた阪神大震災の復興住宅では、見守り支援要員や非常ボタン等の緊急通報システムやガスが一定時間使われない場合を緊急事態として対応するシステムを設置し、「孤独死」防止に努めているが、毎年70人近い「孤独死」が発生している。2006年の1年間では、66人と減っているが、死後1ヶ月以上たつて見つかるケースが5人と急増している。その原因は、人間よりも機械頼みの自治体に、人の生命への危機管理能力が全くないからだ。大地震災害を経験している自治体とは思えない。民間企業が、危機管理能力の不足から不祥事を起こすと徹底的に叩かれ企業存亡の危機に立たされる。「孤独死を防ぐ（おたっしゃコール）システム」は、究極の安否確認システムで、孤独死防止の切札である。「おたっしゃコール」が挑む、地域ぐるみの高齢者支援事業、「地域再生を柱とした孤独死・孤立死ゼロ・プロジェクト」を全国の自治体に提案し、人の生命への危機管理能力を高めるガイドラインにして頂きたい。		NPO法人デイコー ルサービス協会	27 大阪府	厚生労働省

1102020	老人医療費 3兆円削減構想	<p>在宅死亡率を全国平均 6 割に高めるための支援措置を求める。在宅重視で安心して終末期を迎える医療を提供するために「デイコール問診システム」を考案した。そのモデル事業では、在宅死亡率を 6 割に高め、老人医療費を大幅削減できることを実証した。大幅削減実証が普及活動最大の障害となっている。このような電話問診によるデイ・ケア・システムが健康保険診療として認可を受ければ全国的に普及する。在宅死亡率全国平均 6 割に高め、老人医療費 3 兆円削減が実現できる。</p>	<p>平成 18 年度の診療報酬改定で、社会的入院の受皿として、政府が医療制度改革の柱に据えている。在宅での看取りを増やすため、手厚い診療報酬が付けられた「在宅療養支援診療所」が新設されたが、書類上の医療制度や診療体制・連携体制では、在宅での看取りを増やすことはできない。昨年は、届出書類が都道府県知事から各地の社会保険事務局長に変更になっただけで、実態が伴っていないと思えなかった。支援措置を求める提案書を提出した。再々検討要請したが、厚生労働省からは、在宅での看取りを増やすため、ターミナルケア支援の評価を充実したところであるのと、かかりつけ医が毎日定刻に在宅患者に電話を掛け問診するようなサービスに診療報酬は認められないとの回答であった。「在宅死を適える(デイコール問診)システム」は、在宅患者宅に、在宅医療用に開発された電話機を設置し、毎日定時と 24 時間緊急時に、かかりつけ医や病歴書などを共有する連携医師や病院に、患者情報を発信することにより、実態が伴う 24 時間病診・診診連携体制を確立させ、患者情報の先取り効果で、適切な処置や指導で病状を安定させ、安心して終末期を迎えられる医療を提供する。日本で初めてシステムだが、サービスとシステムの見解の相違があり認められなかった。1 年間の在宅での看取りが全く増えていないので再提案する。</p>		NPO 法人デイコールサービス協会	27 大阪府	厚生労働省
1098010	院内製造した PET 用の FDG 製剤について、薬事法の許可等を経ずに、他の特定の医療機関に提供することの容認	<p>院内製造した PET 用の FDG 製剤を他の医療機関に提供する場合は、薬事法上の医薬品としての取扱いが必要となり、製造販売の許可、製造販売の承認、製造業の許可及び販売業の許可が必要とされている。これを、次の要件を充足した場合に限り、薬事法の許可、承認を経ずに他の医療機関に提供することを特例的に認める。当該 FDG 製剤を用いた診療が保険診療の対象となっていること。当該 FDG 製剤の輸送中の品質保持、放射線防護対策が整っていること。提供する医療機関は都道府県知事が必要と認める特定の医療機関に限定。</p>	<p>平成 20 年度に PET - CT を設置する国立大学法人秋田大学医学部附属病院(以下「秋大病院」という。)に対し、秋田県立脳血管研究センター(以下「脳研センター」という。)で院内製剤した FDG 製剤を薬事法の許可等を経ずに提供する。これにより、県内では脳研センターで限定的にしか実施されていない PET 検査について、秋大病院においても、安定的に実施可能となり、全国 1 位となっている本県のがん死亡率低減に大いに寄与できる。院内製造した FDG 製剤を他の医療機関に提供する場合は、医薬品として薬事法による許可等が必要とされているが、実務的には多額の費用と相当の期間を要することから実現は困難とされている。薬事法の許可等は、保健衛生上の観点から、品質、安全性、有効性を確保することを目的とするものであるが、脳研センターで院内製造した FDG 製剤については、当該製剤を用いた PET 検査について、「高度先進医療」の承認を受けた経緯があり、現在は保険診療の対象とされるなど、品質、安全性、有効性に問題ない。また、脳研センターと秋大病院は、車で約 10 分間の近距離にあり、輸送中の品質保持、放射線防護対策を講ずることにより、秋大病院での使用についても、品質、安全性、有効性の確保は可能である。さらに、特定の医療機関に限定して提供するものであり、当該 FDG 製剤について不具合があった場合の対応についても、あらかじめ県と国立大学法人との供給契約において具体的に定めることにより問題の解決は可能である。なお、隣県の岩手県北上市の FDG 製造工場からの供給については、冬期間の供給に難点があることから、本提案・要望が必要である。</p>	秋田県	5 秋田県	厚生労働省	

1096020	クリニックモールでの共同受付・医事業務委託の解禁	複数の診療所の集合体であるいわゆる「クリニックモール」で、各診療所の受付、医療事務を一括して企業が受託するシステムを認めたい。	クリニックモールで複数診療所が共同で受付、医事業務を行うことはシステム、人的資源を共有できることから、効率化、ひいては国民医療費の抑制につながる。また、これにより、医療の質や患者サービスの質が低下するものではない。個人情報保護の観点から、情報漏洩が懸念される声もあるが、個人情報保護法第22条に基づいた委託先の監督がなされ、また「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン（平成16年12月24日厚生労働省）を遵守できる事業者であれば、問題ないものと思われる。		総合メディカル株式会社	40 福岡県	厚生労働省
1066010	メディカルモールに係る設置根拠の明確化	現行の診療所の設置に関する要件について、同一の建物内に2以上の診療所が隣接して設置され、医療サービス等が集積していると判断される場合については、各診療所について個別の受付及び待合室を設置することなく、共用の受付及び待合室を設置することができることとし、併せて、会計処理（金銭の授受）についても一括して行うことができることとする。	2以上の診療所を隣接して設置する医療サービスの集積地であるメディカルモールの開設について医療法上の根拠を明確にすることにより、医療空白地域への医療サービスの供給、住民ニーズに見合った医療サービスの供給等を実現するとともに、メディカルモールを中核として、薬局、食品、フィットネス等の健康サービス産業を集積させた健康サービス産業クラスターの地域における形成を可能にすることにより、地域経済の活性化及び地域における住民の健康の向上を目指すもの。メディカルモール事業においては、各診療所が共同で利用する総合受付及び待合室が設置され、スペースの有効活用を実現し、各診療所の非診療行為を請け負うことで医師が診療に専念できる環境が提供されている。しかし、メディカルモールにおける総合受付の設置、待合室の共同利用及び集中会計のシステムについては法令上の明確な根拠がないため、場合によっては開設が許可されないことがありうる。現状においては、共用の待合室等の外、各診療所内のスペースにも受付及び待合室を設置することで運営は可能との旨の回答を厚生労働省の担当官から得ているのみであり、法令上の明確な根拠は示されていない。しかし、実際の開設の許可に係る窓口である地方公共団体の保健所等においては、それぞれ対応が異なり、その解釈等によって新規の開設又は既存のメディカルモールの運営が困難になる可能性がある。また、そもそも各診療所内のスペースにも受付及び待合室を設けることは、スペースの有効活用による診療所の運営の効率化及び診療所を設置する医師の負担の軽減という観点からすると、著しく妥当性を欠くものであると考えられる。		(株)三井物産戦略研究所	13 東京都	厚生労働省

1080010	死体解剖保存法に関する運用の見直し	<p>死体解剖保存法の条文にある医学教育及び研究の定義が不明確なために医師及びコメディカルスタッフの医療技術研修（卒後教育の一環）、医療技術の研究開発及び医療機器の研究開発等の目的で遺体を用いることが認められるかが不明瞭である。現在の医療技術の水準、医療に求められているニーズ（高質、高効率、安全安心）等を考慮して医学教育及び研究の定義を明確にし、医師及びコメディカルスタッフの医療技術研修、医療技術の研究開発及び医療機器の研究開発等の目的で遺体を用いることが可能となるよう当該法の運用の見直しをされたい。</p>	<p>具体的事業の実施内容：医療技術研修・研究施設の設立により、医療の質の向上と安全に寄与することを目指す。具体的には、当該施設において医療技術研修及び研究開発を従来の模型、シミュレーター及び豚等に加えて遺体を用いることで効果的に行う。解剖体は献体と死体解剖保存法第12条による遺体を用いるため大学内に当該施設を置く。管理運営は、大学の管理下でISO9001に準拠して行い監査体制を整える。人員・資源の確保のため将来的には産学民連携による施設運営の実現を目指す。提案理由：質の高い医療が安全に普及されるには効果的な医療技術研修と研究開発が行える体制が整っていることが必要である。模型、シミュレーターや豚を用いる研修施設はあるが、シミュレーターは感触等が再現できず、豚は人間とは解剖学的形状等が異なることから不十分である。これらに加えて遺体を用いることでより効果的な研修と研究開発を行うことができる。特に手術手技研修に遺体を用いることの効果はラーニングカーブに顕著に現れている。既に一部の大学においてその効果と必要性から医療技術研修や研究開発に遺体を用いているが、現行法で言う医学教育及び研究の定義が不明確なためにグレーゾーンの中で行われている。篤志の尊重と尊厳の維持を考慮すればグレーゾーンを無くして厳正に運用されるように整備することが肝要である。本提案は医学教育及び研究のために死体解剖をすることを認めている現行法の目的からは逸脱しておらず、遺体提供者及びその遺族が同意しているのであれば、このことにより社会的利益こそあれ被害・不利益をこうむる者は存在せず、むしろ賛同が得られるものと思われる。（別紙参照）</p>		特定非営利活動法人 MERI Japan	23 愛知県	厚生労働省
1009010	休日、夜間の救急医療をサポートする為の管理薬剤師を含めた地域薬剤師による休日及び救急夜間当番時の管理薬剤師の兼務特区	<p>管理薬剤師は薬事法7条3項の規定により都道府県知事の許可を受けた時に管理薬局以外の場所での実務を許可されておりますが、北海道知事の許可を受ける際には北海道保健局の条例が定められており規定の条例項目以外には許可される事はありません。その為、国の法解釈と北海道庁保健局の解釈に乖離があり国と地方行政の落とし穴にはまり薬剤師の地域における救急医療活動が出来ずにあります。</p>	<p>苫小牧市立病院が市民の要望で休日、夜間の救急患者の受け入れを行っております。同病院では通常は患者に処方箋を発行し、患者は利便性の高い薬局で調剤を受けることで薬物治療をしています。しかし、休日や夜間となりますと採算効率から営業する薬局は皆無であります。そこで病院に隣接している薬局に管理薬剤師も含めた地域の薬剤師が当番制で協力することで地域の救急医療を支えたいと思うのですが薬事法を示す国の見解と北海道保健局の条例の乖離により苫小牧市の進める救急医療体制に薬剤師が十分な支援が出来ずにあります。</p>		苫小牧薬剤師会	1 北海道	厚生労働省

1178040	処方せんの記載事項の電磁的記録への対応拡大	処方せんの記載事項について、医師の記名押印または署名が義務付けられているが、電磁的記録に記録することができる情報について電子署名することをもって要件充足するよう運用を緩和する。	<p>現在、多くの医療機関において電子カルテシステム等を利用して処方せんについて電磁的記録により作成されているにも関わらず、電子署名が認められていないため、プリントアウトして医師が再度確認した後に記名押印している。電磁的記録による処方せん作成の一連の作業において電子認証ができるようになれば、医師の事務量が減少するため、医師の加重な労働の一部軽減につながる。</p> <p>国においては、緊急医師確保対策の中で過重労働を解消するための勤務環境の整備等を講じることとしている他、ユビキタスネット社会の実現に向けてU-Japan政策を展開している状況の中、時代に合った規制緩和が必要。</p>		福井県	18 福井県	厚生労働省
1096010	医療従事者の派遣解禁	病院、診療所、介護老人保健施設等に対して禁止されている医療従事者（医師、歯科医師、薬剤師、看護師等）の派遣を自由化すべきである。	<p>厚生労働省は「チーム医療の円滑な遂行の妨げ」を理由として医師派遣の自由化に反対の立場をとっているが、実際の現場では多くの非常勤医師が勤務している。大学医局からいわゆる「派遣」される医師は、事実上人材派遣会社からの派遣と変わるところがない。また、現状でもへき地を含む市町村では医師の派遣が自由化されており、それを全国に拡大することについてはなんら問題はないものとする。</p> <p>医師以外の医療従事者についても同様で、「患者のために」という目的で一致できる医療人であれば、たとえ派遣という勤務形態であってもチーム医療を阻害することにはならない。</p> <p>また、働き方の多様化により休職中、あるいは定年後の医師、看護師等が、可能な時間だけ働くなど、就労機会の拡大にもつながるので、全国の医師不足、看護師不足問題の解決に向けての一助ともなり得る。</p>		総合メディカル株式会社	40 福岡県	厚生労働省

1162010	医師国家試験受験資格の緩和	医学部6年生や卒業生、医師国家試験の受験を、一定の要件を満たした医学部5年生にも認める規制緩和。	<p>医師が不足している県の大学医学部においては、暫定的に医学部の定員増がなされているが、卒業生が出るまで6年を要することから即効性がなく、地域医療の担い手を確保する即効性のある対策が必要である。そこで、事実上、卒前教育が終了している5年生に医師国家試験を受験することを認めることを提案する。修業期間を6年に据え置くことによって、国家試験に合格したのちに、のこりの在学期間に研修医なみのトレーニングが可能となり、実質的に医師の育成が短縮化される。</p> <p>以前にもこの提案を行ったところ、厚労省からは「現在の国家試験を受験する者よりも、人格形成が不十分で医学知識・技能が劣るためみとめられない」との回答を得たが、以下の点で反論できる。</p> <p>医学教育コアカリキュラムでは崇高な理念や目的が掲げられているものの、特に地方大学では卒前教育に当たる教官等が不足していることからそうした教育は実現が困難で、医師国家試験の合格のみが至上命題となっているところが少なくない(当センター調べ)。人格は医師国家試験では判定できないうえ、人格等を理由として受験を認めないことは違憲の疑いがある。</p>		特定非営利活動法人 医学教育振興センター	12 千葉 県	厚生労働省
1162020	医師国家試験予備試験の受験資格の緩和	日本の医学部に在学する学生であっても、医師国家試験予備試験を受験できるようにする規制緩和。	<p>日本の医学部を卒業した者だけが受験できるのが現行の医師国家試験であるが、海外の医学校を卒業した者は医師国家試験予備試験を受験し合格することによって、医師国家試験を受験できる制度がある。これを拡大し、日本の医学部に在学する者であっても、医師国家試験予備試験の受験を認め、合格者は飛び級して医師国家試験を受験できるようにするもの。先にとりまとめられたイノベーション25においても「出る杭をのばす」ことが謳われており、優秀な学生が医師免許を早期に取得し、のこりの在学期間を研究等に充当することは人的資源の有効活用に有効と考える。</p>		特定非営利活動法人 医学教育振興センター	12 千葉 県	厚生労働省

1162030	医師免許の都道府県単位での付与	国が与える医師免許の権限を地方自治体に委譲。	<p>地方の大学を卒業した医師が都市部に移動してしまうことが医師不足の一因となっている。これを是正するためには、現状では国が有している医師免許を付与する権限を都道府県単位に下ろし、診療に従事しようとする医療機関が立地する地域で有効な免許がなければ、診療ができないようにすることが考えられる。これにより、医師不足の県から医師過剰の県への移動に制限が加えられると思量される。具体的には「医師免許証(県内のみ有効)」といった免許証を発給する。また、救急搬送等で県をまたぐ医療行為については制限から外すほか、医師国家試験は従来どおり国が一元的に実施し、医師の資質を統一的に試験する。また、処分や臨床研修等についても国がこれまでどおり行い、医師の資質を担保する。</p>		特定非営利活動法人 医学教育振興センター	12 千葉 県	厚生労働省
1124030	医学部入学定員要件の緩和	<p>「医師の需給に関する検討会報告書」(平成18年7月28日)の内容を踏まえ、人口に比して国公立大学医学部等の定員が少ない県に対して、定員の暫定的な調整を容認し、現定員とは別枠の定員を認める。</p>	<p>(実施内容) 県が養成するべき地医療従事を義務づける医師については、現定員とは別枠の定員とすることにより、へき地における医師不足の解消を目指す。 具体的には、国公立大学医学部等において、大学が入学を許可した者に対し、県内のへき地における医療従事を前提とした修学資金の貸与を行い、大学卒業後、県の指定する医療機関で一定期間勤務すれば修学資金返還を免除することとし、その対象者については、大学の現定員を増やすことにより対応する。 なお、本県の2次保健医療圏では、北播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路地域が当該基準を満たすことになり、増員した医師は当該圏域の医療機関へ派遣する。</p> <p>(提案理由) 平成16年の人口100万人当たりの医学部定員は全国平均59.7人に対して本県は35.8人(全国41位)と非常に低位にあり、本県のように県域が広く、都市部とへき地が混在している県においては、現行の国の基準では大学の定員増は認められず、本県における医師不足を解消することができないため。</p>	兵庫県	28 兵庫 県	文部科学省 厚生労働省	

1124040	医学部入学定員要件の緩和	新医師確保総合対策での大学医学部定員増の基準を2次保健医療圏毎に算定し、基準を満たす地域に新たに派遣する医師については、現定員とは別枠の定員を認める。	<p>(実施内容)</p> <p>県が養成するへき地医療従事を義務づける医師については、現定員とは別枠の定員とすることにより、へき地における医師不足の解消を目指す。</p> <p>具体的には、国公立大学医学部等において、大学が入学を許可した者に対し、県内のへき地における医療従事を前提とした修学資金の貸与を行い、大学卒業後、県の指定する医療機関で一定期間勤務すれば修学資金返還を免除することとし、その対象者については、大学の現定員を増やすことにより対応する。</p> <p>なお、本県の2次保健医療圏では、北播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路地域が当該基準を満たすことになり、増員した医師は当該圏域の医療機関へ派遣する。</p> <p>(提案理由)</p> <p>本県のように県域が広く、都市部とへき地が混在している県においては、現行の国の基準では大学の定員増は認められず、本県における医師不足を解消することができないため。</p>		兵庫県	28 兵庫県	文部科学省 厚生労働省
1180010	精密検査用機器を車載した移動型検査車による検査の規制緩和を求める。	現在、レントゲンやMRIを搭載した移動型検査車による検診は認められているが、生化学・生理検査等の機器については、機器の小型化・車両自体の性能向上により車載が可能であるにも関わらず、検査車への車載の規制内容が厳密には規定されていないと認識している。そのため、移動型検査車での精密検査の実施を目的としている当医院としては、今回の移動検診に必要な精密検査機器の車載の承認、および同機器を車載した移動型検査車による診察の緩和を求めるものである。	<p>【提案理由】本案は、過疎地、僻地での予防医学を目的とした保険診療の充実を図り、現地医師と専門医とが遠隔診断で連携することにより、専門医が最新機器を用い診療する内容と同レベルの一次診療が現地で可能となる。結果、後送の診療現場での重複診療による患者側の負担軽減及び診療報酬の圧縮が図れると考え提案した。また災害時の医療現場では、検査機器不足に陥る可能性が高く、被災地から離れた地域からの応援が必要である。本案は医師と企業との連携が不可欠であるが、現行法では制約があり今回の提案に至ったものである。</p> <p>【実施内容】精密検査機器等を車載した移動型検査車を、同検査機器が未整備の現地診療所等に運搬し使用する。現地医師単独での運用に支障がある場合は、検査車同乗の医師が運用をサポートし、専門診断は大阪南港WTCビルの各専門医と遠隔診断にて連携し、早期診断による早期治療に繋げる。また専門性の高い医療施設を同ビルに招致し、専門医の経験と意見を反映した車載型血管撮影、生化学・生理検査等の移動型検査車を開発し、医療現場のサポートを充実させる。陸・海の基地として最適の立地条件を備えたWTCビルでは、離島・僻地からの精密検査入院に限定した入院病床を数床保有し、脳血管撮影に代表される精密検査の為に短期検査入院を行う。災害時には、現地医師と専門医、手術設備を備えた病院とが連携し、高レベルでの要救助者の治療を実施することが可能となる。</p>	移動型検査車を用いた離島・僻地での予防医学領域における地域医療の支援	河村クリニック、(有)大阪市上本町健康維持支援センター、(株)大阪ワールドトレードセンタービルディング	27 大阪府	厚生労働省

1180020	移動型検査車を保険医療機関の一部とすることの承認要望。	<p>保険診療を行うには届出が必要であるが、現在移動型検査車による保険診療には多くの規制がある。本提案は、僻地において精密検査機器が未整備の現地掛かり付け医からの依頼による移動型検査車での一次診療の充実、自費診療から保険診療への変更による患者負担の軽減、後送医療機関での重複診療軽減による診療報酬の圧縮、早期発見・早期治療による高額療養費の削減を目的としている。ついで、当院の分院たる機能を有した移動型検査車を、分離された保険医療機関の一部として認めて頂き、また遠隔診断による保険適応を認めて頂きたい。</p>	<p>【提案理由】本案は、過疎地、僻地での予防医学を目的とした保険診療の充実を図り、現地医師と専門医とが遠隔診断で連携することにより、専門医が最新機器を用い診療する内容と同レベルの一次診療が現地で可能となる。結果、後送の診療現場での重複診療による患者側の負担軽減及び診療報酬の圧縮が図れると考え提案した。また災害時の医療現場では、検査機器不足に陥る可能性が高く、被災地から離れた地域からの応援が必要である。本案は医師と企業との連携が不可欠であるが、現行法では制約があり今回の提案に至ったものである。</p> <p>【実施内容】精密検査機器等を搭載した移動型検査車を、同検査機器が未整備の現地診療所等に運搬し使用する。現地医師単独での運用に支障がある場合は、検査車同乗の医師が運用をサポートし、専門診断は大阪南港WTCビルの各専門医と遠隔診断にて連携し、早期診断による早期治療に繋げる。また専門性の高い医療施設を同ビルに招致し、専門医の経験と意見を反映した車載型血管撮影、生化学・生理検査等の移動型検査車を開発し、医療現場のサポートを充実させる。陸・海の基地として最適の立地条件を備えたWTCビルでは、離島・僻地からの精密検査入院に限定した入院病床を数床保有し、脳血管撮影に代表される精密検査の為に短期検査入院を行う。災害時には、現地医師と専門医、手術設備を備えた病院とが連携し、高レベルでの要救助者の治療を実施することが可能となる。</p>	移動型検査車を用いた離島・僻地での予防医学領域における地域医療の支援	河村クリニック、(有)大阪市上本町健康維持支援センター、(株)大阪ワールドトレードセンタービルディング	27 大阪府	厚生労働省
1180030	移動型検査車にて遠隔診断が行えるよう受信側施設の規制緩和。例えば「へき地医療支援診療所」の新設等。	<p>遠隔診断での診療には、送信側施設基準および受信側施設基準が定められている。まず送信側施設基準としては、画像の撮影および送受信が出来る環境が要件となっているが、この部分については移動型検査車に通信機器を搭載することで対応可能と考えている。ただ、受信側施設基準では特定機能病院や僻地医療拠点病院等であることが要件となっており、診療所での受信は認められていない。ついで、当診療所の目的である僻地での予防医学的な診療に限り、診療所での遠隔診断を認める等の規制緩和を要望したい。</p>	<p>【提案理由】本案は、過疎地、僻地での予防医学を目的とした保険診療の充実を図り、現地医師と専門医とが遠隔診断で連携することにより、専門医が最新機器を用い診療する内容と同レベルの一次診療が現地で可能となる。結果、後送の診療現場での重複診療による患者側の負担軽減及び診療報酬の圧縮が図れると考え提案した。また災害時の医療現場では、検査機器不足に陥る可能性が高く、被災地から離れた地域からの応援が必要である。本案は医師と企業との連携が不可欠であるが、現行法では制約があり今回の提案に至ったものである。</p> <p>【実施内容】精密検査機器等を搭載した移動型検査車を、同検査機器が未整備の現地診療所等に運搬し使用する。現地医師単独での運用に支障がある場合は、検査車同乗の医師が運用をサポートし、専門診断は大阪南港WTCビルの各専門医と遠隔診断にて連携し、早期診断による早期治療に繋げる。また専門性の高い医療施設を同ビルに招致し、専門医の経験と意見を反映した車載型血管撮影、生化学・生理検査等の移動型検査車を開発し、医療現場のサポートを充実させる。陸・海の基地として最適の立地条件を備えたWTCビルでは、離島・僻地からの精密検査入院に限定した入院病床を数床保有し、脳血管撮影に代表される精密検査の為に短期検査入院を行う。災害時には、現地医師と専門医、手術設備を備えた病院とが連携し、高レベルでの要救助者の治療を実施することが可能となる。</p>	移動型検査車を用いた離島・僻地での予防医学領域における地域医療の支援	河村クリニック、(有)大阪市上本町健康維持支援センター、(株)大阪ワールドトレードセンタービルディング	27 大阪府	厚生労働省

1055050	<p>上級正看護師（エグゼクティブ・ナース）の適用、免許の交付、許可書の発行</p> <p>・コンピューター・TV電話での医師の診断プロトコルを判定し、診察補助を行う。</p>	<p>・看護師による診察の規制許可措置 医師の対面診察のみならず、コンピューター（ネット・TV電話）を使用し、診察（医師より指示）を上級看護師が行う。</p> <p>・看護師からエグゼクティブナース資格受験プログラムの制定。</p> <p>・上級正看護師（エグゼクティブナース）の適用、免許の交付、許可書の発行</p>	<p>（提案理由：医療従事者不足） 現在わが国におきまして医療従事者不足は医療格差の根本的な原因となっております。不規則な勤務形態や過重労働などの要因により医師・看護師が不足している一方で、30～40万人の有資格者の復職が実現できておりません。</p> <p>（実施内容：雇用創造） そこで有資格者の雇用機会を創ることが、医療格差の是正につながると考え、新たな雇用・就業形態で勤務が可能な【エグゼクティブ・ナース制度（従来の看護師のワンランク上の上級看護師）】を特区提案し、米国で増え続けている【インスタクリニック】の開設につなげたい。</p> <p>（米国の状況） 近年、商業施設やドラッグストア内のクリニック「インスタクリニック」が急激に増え続けています。そこでは、医師ではなくプライマリケアを専門とする医療スタッフが、風邪などのありふれた病気の治療、日本における職域健診で実施されるような一般的な臨床検査、あるいはインフルエンザや肝炎などに対するワクチンの接種など専門的ではない医療サービスを提供している。よって診察は限られた範囲を資格を取得し認定された上級正看護師（ナースプラクティショナー）。専門的ではないが、「予約不要」「時間を取らない」が売りとなり、必要なときに気軽に受診できる身近な医療サービスとして市民に受け入れられ、急激に成長している。インスタクリニックの場合、商業施設やドラッグストアの営業時間に準じた診療時間であることから、不規則な勤務形態も解消され、有資格者の復職も実現できると考えている。</p>	日本版ナースプラクティショナーの創造～インスタクリニック	(株)パソナシャドーキャビネット	13 東京都	厚生労働省
1185020	「看護師等養成所の運営に関する指導要領について」の見直し	「看護師等養成所の運営に関する指導要領について」の第四教員に関する事項 1 専任教員（3）看護師養成所の専任教員 について、厚労省看護研修研究センターの看護教員養成課程で受講できる人数枠を増加させ、研修期間を6ヶ月に、研修回数を年2回としてほしい。	先に提案した要望事項の提案理由にあるように、慢性の看護師不足にあえぐ には、看護専門学校の新設が急務であり、それには専任教員8人以上とあるが、以下の点を改善していただきたい。「専任教員として必要な研修」の内、厚労省看護研修研究センターの看護教員養成課程で受講できる人数枠を増やしてほしい。理由 全国唯一の国立研修機関として全国から集まり定員超えとなり、受けたくても受講できない。 の研修期間としていただきたい 理由 家庭を離れ、遠方で長期間、滞在せねばならず、研修内容を精査すれば、期間を凝縮できるはず 研修を実施していただきたい 理由 の研修期間で 実施すれば、国民が受講できる機会が増えて助かる	公私協力看護専門学校構想	個人	17 石川県	厚生労働省

1185030	「看護師等養成所の運営に関する指導要領について」の見直し	「看護師等養成所の運営に関する指導要領について」の第四教員に関する事項 1 専任教員 (3) 看護師養成所の専任教員 について、厚労省が認定した看護教員養成講習会を石川県でも行えるよう弾力的に認定し、研修期間を6ヶ月に、研修回数を年2回としてほしい。	先に提案した要望事項の提案理由にあるように、慢性の看護師不足にあえぐ には、看護専門学校の新設が急務であり、それには専任教員8人以上とあるが、以下の点を改善していただきたい。「専任教員として必要な研修」の内、 厚労省看護研修研究センターの看護教員養成課程で受講できる人数枠を増やしてほしい。理由 全国唯一の国立研修機関として全国から集まり定員超えとなり、受けたくても受講できない。 の研修期間としていただきたい 理由 家庭を離れ、遠方で長期間、滞在せねばならず、研修内容を精査すれば、期間を凝縮できるはず 研修を実施していただきたい 理由 の研修期間で 実施すれば、国民が受講できる機会が増えて助かる	公私協力看護専門学校構想	個人	17 石川県	厚生労働省
1185040	「看護師等養成所の運営に関する指導要領について」の見直し	「看護師等養成所の運営に関する指導要領について」の第四教員に関する事項 1 専任教員 (3) 看護師養成所の専任教員 について、「看護師の教育に関し、これと同等以上の学識基準を有すると認められる者」の中に、公立の総合病院で長期にわたり勤務され管理職を経験した方を加えてほしい。	先に提案した要望事項の提案理由にあるように、慢性の看護師不足にあえぐ には、看護専門学校の新設が急務であり、それには専任教員8人以上とあるが、以下の点を改善していただきたい。「専任教員として必要な研修」の内、 厚労省看護研修研究センターの看護教員養成課程で受講できる人数枠を増やしてほしい。理由 全国唯一の国立研修機関として全国から集まり定員超えとなり、受けたくても受講できない。 の研修期間としていただきたい 理由 家庭を離れ、遠方で長期間、滞在せねばならず、研修内容を精査すれば、期間を凝縮できるはず 研修を実施していただきたい 理由 の研修期間で 実施すれば、国民が受講できる機会が増えて助かる	公私協力看護専門学校構想	個人	17 石川県	厚生労働省

1136010	水道水における残留塩素数値の規制緩和	水道法施行規則第十七条の三で定める水道水の遊離残留塩素0・一mg/lを0・0五mg/l程度とする数値緩和。	<p>当村は、高層湿原を代表する「尾瀬」を始め日光白根山、武尊山、至仏山など標高2000m級の山々に囲まれ、村内面積の91%が森林に覆われている。その大半が日光国立公園に指定され、それぞれ特色ある景観は自然を愛する人の心を魅了している。平成18年度の観光入込客は225万人で、観光と農業が村の基幹産業となっているが、バブル経済破綻後、景気低迷のあおりを受け年々観光人口が減少し続けている。近年全国的に健康と自然及び安全に関する意識が高まり、ミネラルウォーター類の国内生産は、2006年180万キロリットルに達し、2002年からの平均伸び率は112.26%になっている。(日本ミネラルウォーター協会資料)当村の簡易水道は、全国でも珍しく、表流水でなく「湧水」を利用している。湧水は地表を流れることなく空気にも触れず、病原菌が入りづらいよう取水した極めて衛生的な水であるが、水道法により一定の「塩素消毒」を行っている。自然からの恵みの水を自然に近い状態で供給したいため、できるだけ残留塩素の数値を低く下げたい。残留塩素濃度の引下げは、塩素や維持管理のコスト削減になる他、体に負担を与えず健康のために一番という事である。「自然の恵みの供給」は多くの人に安全と安心感を与え、観光客や定住者等の増加が見込まれるほか、本村で生産される高原野菜・果物のイメージアップにも繋がり、「尾瀬の郷ブランド」として産業の振興や地域の活性化が図られる。さらに、貴重な自然の恵みや景観を後世に残すため、村民や来村者が自然保護、環境保全をもう一度見つめ直すことにより「美しい日本」の創造へつながることと確信する。</p>		片品村	10 群馬県	厚生労働省
---------	--------------------	---	---	--	-----	--------	-------

規制の特例措置に係る拡充提案・関連提案

提案事項管理番号	規制の特例措置の番号・名称	提案内容	提案理由	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
2006010	920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	給食の外部搬入について、給食の調理・搬入委託先として学校給食センターを活用する場合において、保育所入園児童の給食の献立・栄養素量・食育等の管理・指導に学校の栄養教諭が携われるようにする。	<p>保育所の給食の献立作成や園児に提供する栄養素量の管理、食育等の実施にあっては、専門的知識を有する栄養士を配置するのが効率的かつ効果的である。</p> <p>保育所給食の調理・搬入委託先として学校給食センターを活用する場合に、栄養士の資格を有し、学校給食の献立や栄養素量の管理等を行う栄養教諭を保育所の給食業務に活用したいと考えているが、栄養教諭は学校給食法等により学校の教育職員として位置づけられ、市町村立学校職員給与負担法により都道府県が給与費を負担しているため、栄養教諭が保育所の給食業務に携わることが困難な状況にある。栄養教諭が保育所の給食業務に携わることが出来れば、保育所独自で栄養士を確保する必要がなくなり人件費の削減につながるばかりでなく、幼児期からの一貫した食に関する管理と食育の実践により児童の正しい食習慣の定着に資すると考える。</p>	大野町	21 岐阜県	総務省 文部科学省 厚生労働省
2001010	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	現行法では、濁酒を製品(土産等)として販売する場合、調理場と別に専用の酒類製造業としての施設及び許可が必要であるが、同一施設で調理と製造ができるよう食品衛生法の許可基準の規制緩和を求める。	<p>今回、特定農業者による濁酒の製造事業の特区認定を受けて見て、食品衛生法の規制緩和がネックとなり、相談は数十件の問い合わせがあるが、農家民宿等において専用の調理場及び、瓶詰め等を行う場合は酒類等の製造場所の施設が食品衛生法で必要となる。このようなことで農家の方にとって二重三重の設備投資になり、農家にとって負担が重荷になり特区制度が活かされない。(折角の特区認定を受けても、田舎の農家では濁酒を生計の主とするわけではなく、また、資金力が乏しいため、設備投資の経費が高めば、参入者が限定され身近の地域興しに繋がらない)</p> <p>そこで、原材料室、調理室、製造室、製品等の作業室は、隔壁その他これに類する適切な方法によりそれぞれ区画されていることを、製造場と同室で瓶詰め工程の営業許可が可能となるよう、各都道府県に対して、食品衛生法に基づく条例における許可基準の緩和に関する通達を発する等の措置を強く要望する。(特例は特区と抱き合わせで)</p> <p>代替措置 年一回の講習で基準が満たされるよう、調理場と製造場所が同室でも製造許可が可能になるよう措置を講ずる。</p>	美作市	33 岡山県	厚生労働省